

1. 件 名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所1号機及び2号機並びに玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）」【11】

2. 日 時：令和4年11月24日（木） 13時30分～16時45分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、

畠山安全審査官、上原安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、西野室長補佐、高橋係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 部長※ 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・説明資料1 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に係る確認事項
- ・説明資料2 川内原子力発電所第1号機及び第2号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】
- ・説明資料3 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】
- ・説明資料4 川内原子力発電所第1号機及び第2号機 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の西内です。
0:00:06	それではこれから、川内原子力発電少額玄海原子力発電所の火災バックフィットに係る設工認申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:17	それでは説明資料に沿ってまず九州電力の方から説明をお願いします。
0:00:23	九州電力の後藤です。本日の説明資料 1、
0:00:28	確認事項リストにおきまして、前回までのヒアリングで受けました確認事項に対するご回答を説明させていただきたいと思います。
0:00:37	まず、1 ですが、会長室等の火災区域に設定しないエリアに関わる設定に関する考え方に対する火災感知器の設計について説明することとなっております。
0:00:52	こちらにも記載してございますが、これまでにご説明してきました通り火災区域の決定にあたっては、原子炉北とびあ等の安全停止に必要な機器等が設置される建屋において、
0:01:04	発電をまず火災区域と設定し、継続での配置等を踏まえて、フクイ木全確認、細分化してございます。
0:01:12	で、火災区域の細分化におきましては、また工場重要な機器等を設置してないエリアについても、隣接するエリアへの影響をかんがみ、風区画と設定しております。
0:01:22	これによって、使用燃料ピット水ポンプ等旭区に設定している、設定することとしております。
0:01:30	で、一方で、火災コム口重要な機器等を設置してないエリアがあって、階段室やエレベーターといった機器を設置する予定でないエリアにつきましては、細分化の際に火災区画として設定していない状況になってございます。
0:01:45	で、こういった火災等の火災区画として再区画の火災区域火災区画として設定してない意義がございまして、
0:01:54	開発ABセンターにつきましては、
0:01:57	火災区域として設定した建屋の中に位置しておりまして、かつ、火災時における避難であったり、消火活動時の使用が考えられる重要な場所となっておりますので、
0:02:07	異なる感知方式の感知器、法的またアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計といたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	こちらについて本日、説明資料 2 の通しページ 94 ページに記載、補足説明資料記載をさせていただいております。
0:02:30	都市整備系、14、7 の 2 の日程になっておりまして、
0:02:37	ページ後半のですね、
0:02:41	括弧 5 以降、文章書いてございますが、2 段落目、建屋外壁を境界とついである文章になってございます。
0:02:49	武山強化する区域内の家の設置を用地としないかに関してはエレベーターについては、
0:02:56	竹川駅を境界とする区域内に 1 泊あ、すいません失礼しました。
0:03:09	あ、失礼しました。
0:03:11	決定しておりません。査定が延期を強化する火災区域を細分化した地域ハタ布施として設定しておりませんが、概況過日流域内に 1 冊当たりの経費が収穫工事の主要考えられる場所であるため、
0:03:27	とりあえず関西、伴木曾式の火災感知器として、複式の県民意識ネット設置する設計とすると。で、以降、少し具体的な設計を記載してございますが、開発については、
0:03:38	階段踊り場のための取り付けとしまして、アナログ式の煙感知器をついとした方、14 名ということに 5 以上、
0:03:45	アマノ機器の熱感知器を垂直高さ 8 メートルごとに、ご異議を設備設計といたします。
0:03:51	エレベーターに関しましては、長厚労を最長分またはメーカー機械との間に開口部がある場合は、エレベーター機械室の通り、懸念にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計といたします。
0:04:05	確認事項の一番につきましては以上となります。
0:04:10	はい。規制庁に周知です。
0:04:14	衛藤。
0:04:15	続けてよろしいでしょうか。
0:04:19	規制庁西内です。基本、ちょっと何か内容的にグルーピングできる範囲で区切ってやりたいなと思っています。で、ここはもうこれ丹
0:04:30	6 での確認でいいかなと思いますのでちょっとこちらからですけども、
0:04:34	こちらから確認進めさせていただいてもいいですか。
0:04:37	はい。よろしく願いいたします。はい。衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:41	ここはだから結局あれですよ。杭キーとしてまず設定しますよと。その中では、区画として設定しているか、区画としてして設定していないかにかかわらず、
0:04:53	いわゆる区域として阿久津区域のなかー。
0:04:56	として扱って行って、
0:04:58	結果的にだから火災感知器はちゃんと区域の中を、どの場所でも2種類ちゃんと網羅的に置いてますよってそういう説明でいいんですか。
0:05:08	基本的にはご認識の通りなんですけれどもコンクリートだ。衛藤。
0:05:13	コンクリートラット等ですね、人が寄りつけばいいようなところっていうのは、もう格安かいいのなない人来るかっていうふうを考えておりましたよってそういうところにちょっとつけてる。
0:05:24	それはないんですけれども、一方で開発とかっていうのは、人が当然寄りつきますし、消火活動等でも、当然、避難等でも使えますので、そういった場所について、設置を宣言したものになります。
0:05:36	規制庁西内です。今おっしゃっていただいたコンクリートダクトっていうのは、
0:05:43	いわゆる
0:05:45	換気空調系のダクトというよりは、
0:05:50	どうい、どういような躯体取り返せばいいんですかね。
0:05:59	建屋の空調のダクト等ではなくてですね、コンクリート等で囲われていて若干だったり、入ってですね、一旦、
0:06:11	高浜が敷設されてるようなスペースとなります。
0:06:16	規制庁西内ですまずそこは、区域の中なんですか、区域境界の。
0:06:25	一応数や一の外周外壁を囲うその大きな枠はサイズとしてはそのうちに入る場所になります。
0:06:34	規制庁西内です。で、まずその場所を通ってる配管っていうのは、
0:06:42	だからあれですかいわゆる常用系のダクトとかが通っている。
0:06:49	だけのコンクリートの空間がありますよってそういうことですか。
0:06:57	九州電力の五藤です。ちょっと通ってる配管すべてちょっと特定し切っているわけではないんですけれども基本的に安全系の、そういったところをとることはないと思いますので、常用系の配管スペースと認識しております。
0:07:13	はい、わかりました。で、その場所は、いわゆる人はもう入らない設計になってるってそういうことですか。
0:07:25	何か保守とかメンテとかで入ったりはしないってことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:31	伊勢さんと飛田瀬田コマヤ行がついて人が提起するような構造にはなっていない場所になります。
0:07:37	規制庁西内です。ちょっと構造のイメージがつかないんですけど、そもそも人が全く入ら入ることを想定してない場所ってそういうことですか。
0:07:47	要は配管とかが通っている以上何かしらメンテとか入ったりしないものなの。
0:07:51	ですかね。
0:08:02	QL戻れた。
0:08:04	メンテナンス等で配布することもあまり想定されてないようなものを、決算等に出しているようなイヤーとなっております。
0:08:14	鉄板で封鎖してるエリア。
0:08:20	ちょっとあれですね状況が、
0:08:23	理解できないのちょっと具体的なものをちょっとせ、設備図面図面なのか平面図なのかちょっとそこら辺でまたご説明をいただく。
0:08:34	そういうようなイメージでもいいですか。その部分については、
0:08:37	九州電力、すいません説明ループ等で場所だったり、藤堂理事からまたご説明させていただきます。よろしくお願ひします。はい。規制庁西内です。何となく理解はついてきたんですけどちょっと
0:08:53	理解しきれなかったっていうのが正直なところなのでちょっと具体的なものを多分見ながらのほうがいいかなと。で、改めて聞きますけど、そういうそういう場所をちょっと除いてですよ。94 ページの、
0:09:05	下の方の段落で説明いただいている階段室とかあるじゃないですか。
0:09:11	こういうような場所についてはこれは消防法施行規則通りの設置とっていいんですかね。
0:09:21	九州電力の後藤です。
0:09:23	逆に勝木に関しまして火山の煙感知器に関しましては消防法施行規則通りとなります。
0:09:31	知久スタッフに関しましては煙感知器については、
0:09:37	20 メーターを超える範囲であっても、最初見つけるっていうのが一般的な設計になってございまして、最初から触法施行規則であるというよりも、
0:09:48	広域住所等で記載された内容になります。
0:09:52	いずれのエリア、エレベーターであってもあっても、熱感知器の設計に関しましては、東光寺基準書等ではなく、こういう基準書等に書かれた煙感知器の設計を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:06	準用して、設計している。
0:10:10	以上です。
0:10:12	規制庁西内です。
0:10:14	何か説明としてちょっとどういうイメージかなんですけど。
0:10:20	要は
0:10:23	何て言うんですかね、何か保安水準どうこうというよりかは、
0:10:28	障防法の枠の中で対応しようとしているってそういう理解ですか、今の説明は。
0:10:35	九州電力さん、ご認識の通りです。5月15日明けようとは思っていないエリアになってございまして、一方で
0:10:44	今
0:10:46	説明者説明資料に先ほど見ていただいております。ご指摘の94ページに(1)から(5)ということで、
0:10:55	解決する設計にあたっては、例えば支障がないものとするということで1から5でございしますが、こちらにも記載してない状況なんですけれども、これはもう、
0:11:09	我々として斎木三田葛西使った火災区域っていうものと、衛藤。
0:11:14	大畑ナカノ葛西区域書いているっていうものを変えまして、エレベーター設置についてちょっと区別しているところがありましたので、江藤市から五味、
0:11:25	林田タイエレベーターの工事基準書における記載等を入れていないのでございます。で、使う時期につきましては、当時基準書等にもないんですけれども、先にその一般的な建屋の中で、
0:11:38	基本的な感知器をつけるとするならば、熱の感知器を、先ほど申し上げたような設計で使えるものだというふうに考えまして、教育事務所等の
0:11:50	記載を準用する形の設計を反対、考えてございます。以上です。
0:11:56	規制庁西内です。
0:11:59	ちょっとそういう意味で言うと、先にここからやっておいた方が、
0:12:06	いいかもしれないですねごめんなさいまず、すみませんこの94ページで、最初に気になったのが、この(5)って1どの段階で入りましたっけ。すみません。
0:12:17	何か今までの説明会いただいてましたっけこの(5)って。
0:12:22	九州電力の五藤です。
0:12:24	えっとですね、これが1点目はこれまで詳しくこの(5)についてご説明をした実績はございませんで、こちらですね、江藤

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	今、ご説明申し上げますと、例えばの、
0:12:40	1点目は、私の感覚が、
0:12:43	メモリーは0メートルの範囲から、
0:12:49	600以上離す、設計を求められておりますが、
0:12:53	例えばカジタは、間隔が
0:12:56	戦略やね、うちのブロック休み離せないような場所ってところに対して、
0:13:05	提供する方針で、衛藤現在書かせていただいております。
0:13:10	規制庁西内です。若干ちょっとうちが読み飛ばしちゃった部分かなと今思いましたけど、これはあれですか工事基準章ベースの話ですか。
0:13:24	はい。九州電力証券の話になります。はい。規制庁西内です。わかりました。ちょっとまず
0:13:33	もう十分ご理解いただいておりますけど、この(1)から(4)についてはうちの規制委員会でも、
0:13:41	令和の1月ですかね、規制委員会での議論をしていって、この4種類は概ね、
0:13:49	具体的な事例として議論をしていって発電所において支障がない、火災防護対策上支障がないってことが確認できればいいんじゃないの、いわゆるその消防法施行規則通り、
0:14:00	友田は言わないけど、例えばそこまでは言えないけど、いわゆる火災防護審査基準の要求事項を満たすと、いうことは言っていないんじゃないのかって話はしてた部分だと思いますと。
0:14:10	そういう意味でいうと(5)ワダが追加になるわけですよ。そういう意味でいうと、(5)についてもまず山中当時の山中委員から発言あったように、
0:14:20	まずこれはこういう考えで、いわゆる事業者としてはだから、その下細胞を、
0:14:27	例えば火災防護審査基準上の要求事項は満たすものとしてやりたいですと。
0:14:33	いうふうに考えていて、発電所においてもちゃんと問題なく適用できるんですっていうことを説明いただく必要があるのかなと思ってますけども。
0:14:42	その観点の説明はちょっと充実させていただいてもいいですか。
0:14:47	はい。九州電力の後藤ですこちらから、香川さんの説明が足りていません。申し訳ありませんでした。今し方おっしゃっていただいた趣旨で書いておりますので、説明を充実させるようにいたします。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:59	はい。規制庁西内です。
0:15:01	衛藤。
0:15:03	その上で、
0:15:05	なんですけど、
0:15:06	この
0:15:08	(1)から(5)の設計って、
0:15:11	多分今お話いただいた階段室の熱感知器の設計とかは、まさにこの(1)から(2)多分並ぶイメージのものになるわけですよ。
0:15:23	それについては、
0:15:26	ちょっと基本設計方針の書き方だと思うんですけど、資料4の基本設計を資料2と基本設計方針のそっちで見てるんですけど、
0:15:33	資料4の21ページ目の部分、
0:15:37	パワーポイントの21ページの部分。
0:15:40	開けてますか。
0:15:43	はい。この部分って基本設計方針上どう書かれてるかっていうと、
0:15:51	今21ページの主に黄色マーカーの部分ですけど、
0:15:59	建屋内における、
0:16:01	感知器の設計にあたっては、
0:16:04	火災区域内の、
0:16:06	という流れできてますよね。
0:16:09	で、感知に支障がないかのいいからこう踏まえた設計とするってなっていて、あくまでその火災区域外に対しても全般行ってるんですよ。かつ建屋内っていう話も行って、
0:16:20	その中でなかなかその階段室とかそういう話が除かれてるっていう説明がよくわからないなあと思っていて、今さっき区別され、区別しているとおっしゃいましたが、
0:16:31	この基本設計方針上で区別しているといえるかっていうところですよ。そこがちょっと私は理解できなかったっていうところなんですけど。
0:16:42	一連の冒頭で
0:16:45	そうですね、ヤマモト通り、今の現状、基本的に立っている。
0:16:50	最初から一方、先ほど申し上げた、
0:16:54	設計の方法っていうのを、ここから除外するっていうのはちょっとよく知らないところだと思います。
0:17:01	はい。規制庁ニシウチです。何ていうんでしょう火災区域の中にも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:07	いわゆる火災区域の中の、ちょっとこれは感知はちょっと別の話としてとらえて欲しいんですけど、言えば火災リスクは別にと。
0:17:15	一律じゃまずないっていうことは私も理解してるつもりで、だから火災区域の中でも、その具体的な場所に応じた感知器設計はあると思うんですよね。
0:17:26	だから、何か一律にやれとかやる必要があるとかそういうことを言うつもりは毛頭ないんですけど、ただ一方で区域内に対してってこういうふうに言ってる以上は、少なくともこれはやるんでしようとしか読めないですし、
0:17:37	区別したいのであればちょっとそういう表現方法が必要かなとまず思いますと。
0:17:42	逆に特別する必要があるかどうかというところも含めてですよね。あとは、
0:17:47	そもそもですけど、
0:17:51	例えばですけど区別したいのであれば階段室とかのその設計までこのいい方法に上げるんじゃないかと、例えば等で読んでおいて、そういったそういう部分については頭で読んでこういうふう読むとか、なんかいろいろ頭表現の方法は多分あるのかなと思いますけど。
0:18:05	少なくとも今のままだと多分説明したいことが表現しきれないんじゃないかなというふうに感じましたので、少し説明を充実いただく必要、説明の内容を見直すのか、説明をどこか充実いただく必要があるかなと感じましたけども、よろしいでしょうか。
0:18:20	九州電力、小田です。階段室に関して区別スルーものなのかどうかというところは今議論させていただいた中で、区別するものではないのかなというふうに、
0:18:34	思っておりますので、まず基本設計方針の変更が必要である、理解しました。認識しましたので、かつその上で、基本的方針にすべからくこういった話が出た。
0:18:48	言うておくような所まで記載しても、ちょっといかがなものかなと思っておりますので、そういったところ等で読んだり、研修タイオオクマを使って、記載する場合もちょっと工夫を行う方向でちょっと検討したいと思います。以上です。
0:19:03	はい。規制庁西内です。基本設計方針はあくまで基本の設計方針なので、どこまで明文化する必要があるかっていうのはケースに応じてなのかなと思いますので、そこはまず九州電力でしっかり考えてもらって、
0:19:16	まずは説明いただくことをスタートにしたいかなと思いますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:20	その上で、
0:19:24	個人的にわあ、
0:19:26	階段室とかであればその他のいわゆる火災区画、やはりその火災防護上重要な機器が置かれている場所とは、明らかにまずその前提条件から変わってくるので、
0:19:37	多少その表現を差別化する気持ちは何か理解できるところはまずありますと。
0:19:43	というのが現状ですかねまずは九州電力としてしっかり書いてもらうことをスタートにできればと思います。
0:19:50	で、
0:19:51	その上で、階段室について多分そういう話で、一方でさっきおっしゃってた
0:19:57	ダクトとかが通ってるだけの空間についても、
0:20:02	結局、いや、
0:20:05	これもあれですよ別に火災リスクを何か一応とらえてるわけじゃないですけど、火災区域であることには間違いないんですよ。
0:20:13	そこの読み方ですよ。
0:20:15	区域である古藤に間違いがないのであれば、
0:20:20	ちょっと状況は何か、区別をできるのかって話がありますよね。
0:20:25	サブとしてというよりは、整理整理の問題としてって話ですけど。
0:20:33	九州電力の後藤です
0:20:36	丹羽西川でおっしゃっていただいているふうに位置付けとしては、破断口エレベーター変わらないんじゃないかというところかと思しますので、先ほどの準用するルール
0:20:49	セイキを含めて、合わせてちょっと検討させていただきたいと思います。
0:20:54	はい、規制庁に説明
0:20:56	そうですねあとそもそもですけど、階段室とかちょっとまた変わるのかもしれないですけど、先ほどお話口頭でお話伺ったようなそのコンクリートダクト室っていうんですかね。
0:21:06	その空間については、何かそもそも他とちゃんと分離されていて、かつ中が配管通ってるだけ、いわゆるアノ8加減とかもなくて、かつ人の寄りつきもしない。
0:21:16	ていうような条件が明確なのであれば、
0:21:24	それこそ火災の隔離、火災が確実に発生しないっていうことから関係を設置しないっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:31	他のピット室とかと同じような設計でも問題ないんじゃないのかなっていう気はちょっと聞いてて思ったので、そこら辺も含めて状況をわかるようにまず説明をいただければと思います。
0:21:44	本日、了解いたしました。
0:21:46	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:21:50	ナンバー1は私これくらいが現状確認したいことですが規制庁側から他にあります。
0:21:56	現状はよろしいですか。はい、どうぞ。
0:21:58	中橋です。
0:22:03	ああ。
0:22:05	はい。
0:22:06	はい。
0:22:08	柳井田力。
0:22:21	はい。
0:22:32	九州電力の方です。ですね。
0:22:37	甲斐前前野やる一で立てていった形の設定の方法についてご説明した際にですね、ちょっと見合わせ数、
0:22:48	が入ったんですけれども、当社で火災区域、火災区画を設定する場合はまずはその安全停止と今、書いているはずやっという、その外周部を一つ、
0:22:58	1回考える契機と大きくなってまして、そのあと、
0:23:03	機器の配置状況であったり、系統分離の対策状況であったり頭数や構造壁がどうこうであるとかっていうところを踏まえて、
0:23:13	建屋外壁内のエリアというのは最近系統訓示を考慮して3機関の体制
0:23:21	交付された。
0:23:22	壁で囲う課題提起であったり、
0:23:25	もしくはこういったものを、対策とか、最終的に壁の配置状況だっりの配置状況を踏まえて考えたと言ったりしてございまして、
0:23:35	そういった意味で、出した上での与えるセイキだっり、課題企画というものがあっていただきます。
0:23:44	以上です。はい。形のタカハシです。葛西地域の中に火災クックさせたくない。
0:23:57	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:07	主力の分野で、火災区域の中にある細分化された火災区域というのは、3時間の耐火能力を持った、大気で壊れている区域になっておりまして、
0:24:18	ハッタの火災区画と、火災の伝播がないような、
0:24:23	エリアを火災区域として設定しております。一方火災区画につきましては、そういった開口部等の情報を踏まえながら、細分化したエリアになりますので、
0:24:33	一部火災、火災が不安の、火災の現場があるようなエリアもございしますが、そういったことをかんがみながら、
0:24:43	記載区域の中で、火災区域と接客を分離しており、設定しております。以上です。
0:25:02	規制庁西内です。
0:25:05	ちょっと今の話で確認ですけど、実際に具体的に建屋の中で区域に設定してる場所って、例えば説明資料の2とかの図の中に何か出てきますかねどこかに。
0:25:18	結構大丈夫、ほぼ少々お待ちください。
0:25:34	例えばあれですね386ページとかがそうですかね。例えば、
0:25:41	資料2の386ページとか、
0:25:58	はい、聞こえてますか。
0:26:01	後藤です。
0:26:04	すいません、今しばらくお待ちください。
0:26:25	あいちお話ししました。
0:26:30	180ページ。
0:26:33	ご覧いただいてよろしい。
0:26:36	はい、どうぞ。
0:26:41	アオキアイザワタイフクイなってございまして、
0:26:48	一番、
0:26:49	パソコンエリアは考えてしまっております。
0:26:54	衛藤。
0:26:55	訪問資料でいうと、参加法。
0:27:01	4、4、345と、経済的に開放性等、
0:27:07	青いエリアでございまして、これもございしますので、すいません活動、
0:27:16	そういう内容であったり、資料9の記載とちょっと混乱させてしまうような機会になってしまった等がございましたのでちょっといま1度ご説明させていただきますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:26	江藤葛西地域としては、
0:27:30	今ご説明しましたように、大きく建屋体積を評価するような大きな形と、
0:27:42	いろんなこういふがございまして、なので、この中で言いますと、委員会を使います。
0:27:49	その中で、衛藤に申し上げた大きな課題に関しましては、まずオカダとして対応してございます。それが赤字で破線で示しているエリア。
0:28:02	なぜか齋木を台風カセの二つに割っているというふうな表現になります。その対応する中で、タイアップやエレベーターっていうのが、
0:28:12	火災区域の中にあるんだけど、ただ引っ張っていくというふうなご説明が、
0:28:19	からという、
0:28:23	考えたんですけども、
0:28:25	いかがでしょうか。
0:28:28	規制庁西内ですけど、多分最初に引っかかっていたのは、火災区域を火災区域に細分化してっていうその部分だったとっていて、
0:28:37	そういう意味だと今の説明でも多分ちょっとまずそこは明確になってなかったとっていてですね、具体的にこのページで言うと、要は、
0:28:47	一番大きい火災区域ありますよね外側の。
0:28:51	こいつは、こいつの火災区域境界は、外側もちろんその外側なんですけど、内側にも火災区域境界があるっていう理解をしてるんです私。
0:29:00	要は
0:29:04	なかーでとじ込まれん中にある火災区域が二つありますけど、
0:29:09	これを除いた、
0:29:11	大きい火災区域と、この中に二つある火災区域と全部で三つあってってそういう私理解の仕方をしてるんですけど。
0:29:20	要はドーナツ状で中が虫食いになっている火災区域が一つあって、中で虫食いなってその部分の火災区域がまた二つあってそういうその三つだ包含関係じゃなくて、
0:29:32	そういう別の火災区域として理解をしてるんですけど。
0:29:36	合ってますカネコの理解で、
0:29:38	九州電力の横江さん、今、石井さんおっしゃっていただいた通りでございます。この綿椎野、そちらで作成している資料とこういったものについて、できない。
0:29:48	山西常勤という形ではありません。だからあれですよコメントNo. 1の回答欄の1、1段落目で書いてもらっているのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:57	要はあくまでその物理的にはそういう本が関係にあるものであって、区域を区域に細分化してというそういう説明をしたかったわけではないってそういうことですよね。
0:30:08	はい。認識の通りでございます資料を修正させていただきます。
0:30:12	はい。こちら辺の示しながら説明いただければ明確かなと思いますし、私はこれで問題ないかなと思う。理解はできましたけど、規制庁側で他に何かあります。よろしいですか。
0:30:25	はい。ありがとうございます。じゃあ、コメントNo. 1 はこれの話で改めてまた充実はいただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:30:36	ナンバーツーですけど、
0:30:39	ちょっとだけを伝えてもいいですかすみません。
0:30:43	規制庁西内です。すみませんお待たせしました。
0:30:47	衛藤。難波新居ですけど、ここはあれですよね
0:30:54	いわゆるうちの規制委員会で令和の1月にシャワー室については設置を行わないものっていう話にも触れていって、先ほど資料2で言うところの90、
0:31:07	4ページですかね。
0:31:10	94ページのところのこの(1)に基づく設計にしますってそういう理解でよかったですかね。
0:31:17	はい。九州電力兵頭です。ご認識の通りでございます。わかりましたで、ちょっと具体的なホット商品の花椎野もちょっと具体的な場所の説明だけ聞いておきたいんですけど改めて、
0:31:30	ページ数としては102ページの部分でよろしいですかね。落とし合わせた説明については、
0:31:38	九州電力102ページ、対応数が入った回答を載せてございます。
0:31:44	わかりましたでお金っていうのはこのシャワー室部分だけですかまさに、
0:31:52	はい。大西の通り、シャワー室の部分だけになってございまして、星ページの
0:31:59	105ページ。
0:32:01	下になるんですけどもちょっとすみません、こちらの、
0:32:05	誤記がございましてシャワー室内でちょっと権利と水が入ってしまってるので、
0:32:11	削除いたしますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:15	(14)の覆面で投票活動中で、示している緑川清野さん、衛藤先ほど100ページをお示してございまして、
0:32:25	その中ではなくて、しないんですけども、ネモトシャワーとかコムロエリアにつきましては、消防法施行規則通り、
0:32:33	各拠点、エリアになってございます。
0:32:36	以上です。
0:32:37	はい。瀬戸ニシウチです。わかりましたと。
0:32:41	藤。
0:32:46	わかりました。ちなみにごめんなさい、これと資料構成だけのものだいい。
0:32:52	かもしれないですけど、
0:32:54	いわゆるこの(1)から(5)っておんなG位置付けあほで94ページで言うところの(1)から(5)。
0:33:01	同じ1図形並列の概念かなあと思っていて、結局この(1)だけ何か説明してるのはどういう理由があるんでしたっけ。
0:33:10	要は、(1)に該当する具体的な場所だけ2.2として説明が来っていて、(2)から(5)に該当する具体的な場所、(5)は多分これからだと思えますけど、(2)から(4)が当然書かれてないのはどういう、何か整理があるんでしたっけ。
0:33:25	九州電力の五島です。(1)に関しましては、
0:33:30	特定のエリアっていうところで、個社という特定のリアーに対しての設計になってございますので、まず
0:33:40	提供にあたっては、ある程度個別には必要なものかと思ひまして、補足説明資料として、充実させたところございまして。ここで(2)から(5)につきましては、江藤
0:33:53	よりも、
0:33:56	こういうルールを適用しますというのがございまして、江藤店長において説明資料として、何か充実した記載をしているところはないのですけれども、
0:34:08	低角発電所であっても、一般的な建築物であっても、そちらにおいても
0:34:14	条件のもと、課題管理機能設置を行うことで、江藤
0:34:20	笠井さん、南北に考えても、
0:34:23	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:25	はい。規制庁西内です。そういう意味ではですね(5)はこれからご説明をいただくとして、過去2から(4)を、例示っていう形にしか多分ありえないと思いますけども、
0:34:37	ご説明はいただきたいなと思っていて、
0:34:40	多分結局あれだと思っんですよね例えば、こういう場所の周辺にそもそも防護上重要な機器を置いてないとか、
0:34:50	多分例示Dのご説明をいただければそれで十分なのかなあとはい思いますけども、結局火災方をこの考え方をもち込んで、うちの原子炉原子力における火災防護、
0:35:01	どうしても支障がないよっていうことを我々も確認をしなければいけないので、
0:35:05	一応補足説明資料においてもちょっと例示的なところでちょっとご説明をいただければなあとはい思いますけども。
0:35:11	次回以降ちょっと資料の充実だけお願いしてもいいですか。
0:35:15	はい、桐生九州電力、後藤です。了解いたしました。次を充実して、ルール等についてご説明するように、ある結局、
0:35:25	について説明させていただきます。以上です。
0:35:29	はい。(5)については特にそうですねうちの規制委員会でも話をしてない話なので、ちょっとそもそも
0:35:37	最初に口頭で確認しましたがけど工事基準省から来てる話なのかそれ以外なのかとか、そういうところから、どういうところからきた考え方なのかっていうところから説明をしていただいて、
0:35:48	これが多分複数場所があるのであれば代表的なところとして例示で説明をいただくっていうことなのかなと思いますけども。
0:35:55	はい。資料の充実化の方お願いします。
0:35:58	衛藤大城新岡さん、シャワー室関係他に何か通常分かれますと、
0:36:04	火災対策。
0:36:12	5番の話。
0:36:16	5番以外に工事。
0:36:19	話を、
0:36:21	設定しなければいけない条件って、もうこれはその過去版だけでよかった。
0:36:32	九州電力の後藤根津。
0:36:35	平出申し上げますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:38	10 ページ、4 ページの下に記載してございますが、エレベーターだった っていうところも変わってきますので、これについては、各校合わせてご 説明をdu
0:36:51	かなというふうに考えてございますので、次回以降ご説明できればと考 えております。それ以外に関しましては、衛藤現場を
0:36:59	逆に提案するようなルールというのはいない。
0:37:02	と考えてございます。以上です。
0:37:05	はい。浅井対策監。
0:37:07	じゃあ、
0:37:08	海岸とか、
0:37:11	立山
0:37:12	やり方については、過去、
0:37:16	イデ。
0:37:19	鎌田です。
0:37:20	はい。
0:37:23	はい。認識の通りでございます補足説明資料を見て、資料充実してご 説明させていただきたいと思っております。以上です。
0:37:33	-1
0:37:35	から申し上げてる通り、(1)から(4)のところは、あくまでもこれはもう、
0:37:41	令和4年の1月、
0:37:43	原子力規制委員会として、
0:37:47	保安院の広域事務処理に基づいて、というところについては、これまで 新たな話として、要は例外的なことは、
0:37:56	致し方ない場所の例外的な措置と、
0:37:59	で、きちっと
0:38:02	項目をきちっとオダとしてご説明していただきたいと思っておりますの で、すいませんがそのご認識で対応。
0:38:14	九州電力、予算いたしました。次回以降ご説明させていただきます。よ ろしく申し上げます。
0:38:21	はい。規制庁西内です。
0:38:24	コメントNo. 2 ここまではよろしいですかね。はい。
0:38:28	コメントNo. 3 ですが、
0:38:30	ここはもうコメント回答のところだけで十分かなと思っておりますけど、
0:38:39	集団線量は、アラ-の考え方に基づいて、
0:38:49	取り入れますよと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:51	で、
0:38:52	個人線量の方については、もうこれはもうALARAというよりもそもそもですけど個人線量の限度、法令限度で決まっているので、
0:39:01	素行は守りますよっていうそういう二つの考え方が来てるものって理解すればいいですか。
0:39:08	九州電力の五島です。
0:39:10	認識の通りでございます。以上です。
0:39:13	はい。規制庁西内です。
0:39:20	基本設計方針に照らして意味合いだけ確認したいんですけど、具体的に 12、資料 4 の 22 ページですかね。
0:39:32	準備できました。
0:39:34	はい。衛藤。
0:39:37	このロープで書いてるのが今の話を、最高基本設計方針に落とし込んだ形だと思うんですけど。
0:39:44	個人線量は明確ですよね法令に定める限度を。
0:39:48	超過する、法令はもう関係法令調べれば明確に特定ができるので、言うなら明確だと思うんですけど。
0:39:55	発電所の集団線量を大幅に増加させるっていうこの意味合いが、基本設計方針上ちょっと考え方がよくわからなくて、これを具体化したらさっきの、
0:40:10	資金の年間集団線量の 1 プラント分に相当すると、そういう話が出てくるってことですかね。
0:40:18	会計の方です。ご認識の通りでございます。衛藤。資料 4 の 22 ページ上で書いている、公衆だけ上に増加させることが特定される場所というのを、
0:40:31	良い、具体的にしたものが、この説明資料でご説明している内容になります。以上です。
0:40:37	はい。規制庁西内ですわかりました。少なくとも添付資料ベースでその具体的な考え方は触れるのかなとは理解してはいますが、その現状また考え方は理解できます。ただ、
0:40:51	はい。
0:40:52	衛藤。
0:40:54	一条ニシウチですけど他にまず、ここナンバーツーに関して今現時点で何か追加で確認ありますか。よろしいですか。
0:41:01	はい、じゃあ続けて、コメント No. 4 の方ですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:05	風洞の耐震設計についてですと、結局ここはあれですね悪影響とかそういう話じゃなくって、まずこのフードを設置する区画を耐震Sクラスの火災防護機器が設置されているので、
0:41:18	フードについても、こういう構造強度を有するように設計しますよっていう回答と理解すればいいんですよ。
0:41:25	はい。九州電力、郷です。ご認識の通りでございます。
0:41:28	以上です。はい。瀬戸ニシウチですわかりました。
0:41:33	ちなみにすみませんここで言う耐震Sクラスの機器って何なんでしたっけ。
0:41:42	具体的にこの区画に置いてある耐震Sクラスの火災、守る設備って何、何がありましたっけ。
0:41:49	九州電力古藤です。すいません。少々お待ちくださいアノF1も
0:41:54	そういったところもあるんですけども、具体的な説明と焦燥
0:42:19	九州電力とこういう小チラーの学生、設置している必要ですね。そして12月86ページに、
0:42:31	でございます。
0:42:33	大長野さん。
0:42:35	はい。ございまして、その中でですね、充填ラインの隔離弁であったり、あと格納容器圧力等につきましてはSクラス。
0:42:45	提案と認識してございますちょっと、これが本当にスタッフ何かっていう、お答えが難しいんですけども、こちら河瀬クラスターというふうな確認改定はいたします。
0:42:58	以上です。規制庁西内です。
0:43:02	多分この中にはあるんでしょうけど、
0:43:05	結局あれですかねその火災区画単位でとらえたっていうそういう説明ですか。いやまさに、
0:43:11	風洞の風洞を設置して、
0:43:16	感知キー感知を期待スルー場所に置いてある設備っていうと、ある脱塩塔か。
0:43:24	そっか、雑然とわあ、
0:43:26	てあるヤダつたってSの範囲でしたっけ。
0:43:29	先方でやってた。
0:43:32	九州電力取れたやつ原稿自体は耐震Bクラスの設計になってございまして、そうですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:39	バーン作戦等々、ALPSの間にある開口部につける工夫なんですけれども、この近くにSクラスがあるということはありません。
0:43:50	新しい方同じ課題の中にも、耐震Sクラスがございますので、こういった方、区画の中に設置する火災感知器の機能として、今日は由良空。
0:44:04	インフラ等を持たせて設計することで火災の感知をするという考え方のもとアノについても、Sクラスというふうに考えてございます。以上です。
0:44:14	はい。規制庁西内です。わかりました。厳密に多分考えると、
0:44:23	いわゆる今回感知器って網羅性を求めたように、イワサの感知器が期待している監視範囲があると思うんですよね。感知範囲は監視範囲だな。
0:44:32	あると思うんですけど。
0:44:34	まさにその周辺は、
0:44:36	その範囲だけかかっていうとその周辺を含むかもしれないんですけど、
0:44:40	そこら辺に、例えば耐震Sクラスのものが置いてあれば、それは当然感知器も、あとは消火設備のSクラス相当の設計は必要ですよっていうそういう多分規定。
0:44:51	基準の意味合いだと理解をしていますと。
0:44:53	その観点に踏まえれば、ここの風洞の周辺、まさにこの感知器が機械してる芭蕉 2Sがあるかっていうと、ないっていう状況かなあとはまず理解をしましたと。
0:45:06	ただ、とはいっても火災区画単位で考えたときには、ほかにもSクラス設備あって、いうなればアンゼンガワニっていう言い方なのかもしれないですけど、九州電力としてはその区画単位で
0:45:18	Sクラス設計するかしないかを考えているっていうそういうふうにとめればよろしいですかね。
0:45:25	はい。九州電力の後藤です。西内さんの通りでございますが、よりセイキというか、詳細に現場を見ていけば、Bクラスに関して機能するように設計することもあるかとは考えましたが、
0:45:38	火災区域だったり河西スタッフさんとして、耐震設計考える、考え方に残ってフードできていた黒野セイキん中のスクラップをしております。です。
0:45:48	はい。規制庁西内です。わかりました。
0:45:52	わかりました。ありがとうございます。封筒の耐震性は何か規制庁側から追加であります。
0:45:58	よろしいですか。
0:45:59	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:00	風土に関してちょっとすみません話ずれずれというか変わるんですけど、そもそもの話なんですけど1個だけ確認させてください。
0:46:08	まさに100
0:46:11	90、4ページあたりですね、風土を踏まえた話も書いているんですけど、
0:46:16	これあれですかね風土がないと。
0:46:20	バルブエリアの方とかに煙ていかないものなんですか。
0:46:26	何か
0:46:31	そういったわけではございませんで、衛藤が分担してトダテ室内の
0:46:39	空調の排気量もさほど大きなものではなく、
0:46:42	厚遇を検討面というのは、廃棄物よりも、
0:46:47	ございますので、江藤には0に流れていくものとは考えております。
0:46:53	江藤なので、バックの感知器を検証するというだけでも、
0:46:59	もれなくっていうところは、発生し得るかなというふうに考えてございます。で、
0:47:07	この風土付け足さ式を開口部を設けることによって、衛藤より早期に感じできるかなというところでの設計を、
0:47:17	説明資料と説明しているところでございます。以上です。
0:47:20	はい。規制庁西内です。寄居、明確に、より良い方法を多分模索した結果ということでお聞きしましたけど、認識しましたけども、これ公開されていると思いますし、あとはもちろん電力間で多分情報共有とかも常に密にいただいているのかなあと思うので、
0:47:39	公開する範囲ですけど、例えば他社の例でいうと、多分第2たような多分構造、若干多分こっちの方がはい。排気量多いかなっていうダクトの方の吸い込みで多いかなっていう気はしますけど。
0:47:52	大体似たような構造で、他社とかでの実証試験やって、実際にはこういうフードとか置かなくても、隣に流れて感知できるようって言うところもあってですね、そういう意味では
0:48:02	どういうことを考えてここまで風洞一刻設計にしたのかなっていうところで一応確認しておきたかったというところまでして、先ほど説明いただいた通りです九州電力としては、現状でも十分流れるとは思いますが、
0:48:14	しっかり火災、早期な火災感知の観点からもこういう設計をしようと思っているというふうなものか捉えればいいですか、なかなか見直すような、何かことは考えてらっしゃるんでしょうか。
0:48:31	九州電力の方で、
0:48:34	私どもの総合収集が振っておりました3における設計の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:42	チケット申しました情報ちょっと現在仕入れなかったところがありましたので、
0:48:48	これだけ。
0:48:49	踏まえた上で、当社においても、ここまで手厚く乾式
0:48:54	が必要かっていうところをもう一度ちょっと考えさせていただきたいと思います。
0:49:00	はい。規制庁西内です。多分ですね不動オクことによる、
0:49:07	デメリットなんか少なからずあるのかなあと思うんですよね。
0:49:11	先ほど耐震Sクラスって話もしましたが、
0:49:16	いふなればその何ていうんですかね。
0:49:21	なんか、何でもお金をかけて、お金とそのリソースはお金だけじゃないですね。人的なリソースもありますし、
0:49:28	そういうリソースを割いて、すべてを強化すればいいっていうものでは多分考え方基本的にはないと、多分これ少なくとものプラントでも考えてると思うんですけど、リソースの適切な配分っていうのもあると思うんですよね。
0:49:42	そういう意味合いでその九州電力としてここをやっぱ重要視してこういう設計をしているっていうことなのか、そこら辺はちょっと
0:49:50	もし必要があれば考えていただいてもいいのかなと思いますけども、一応これは公開されてる範囲でも他社の資料とかそういうものもありますし、文字起こし上でもそういう実証試験の内容とかについても私ども確認をしている部分もあるので、
0:50:02	一応そういうことも踏まえての話なのかどうかっていうのをちょっとお聞きしてたところです。
0:50:08	別にこれだけが唯一かいつていうわけではないと思いますので、状況確認を確認いただいた上でまた改めて説明いただければいただければと思います。
0:50:18	風土を使った設計という意味では現状私はあまり追加で聞きたいことはないかなあというところですね。
0:50:28	五藤です。了解いたしました。ありがとうございます。
0:50:32	はい。あとはこの菅田の工場フード付場所ってこの場所だけだと思うんですけど。
0:50:37	割と単純な構造で、かつ空気の流れも割と明確にイメージしやすいのかなっていう部分もあったので、ご確認をいただければと思います。
0:50:48	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:49	衛藤。
0:50:51	フードの耐震性の方はフードそのもの話を含めてでしたけどコメントNo. 4 はこれくらいですかね。
0:50:57	コメント欄は 5 についてですけども、
0:51:02	これはついてをいただきましたっていうだけで、何か要は運転停止中において必要なSA設備が追加されたことによって菅地域設計が何か変わるということではないと理解してますけどその池理解でよろしいですか。
0:51:18	九州山地形を考え、これまでご説明してきた内容が変わるものではございませんで、これまでご説明してきた内容の項目として、設備であったり、代替機能であったりというのを明確ファーストフォールディングがありますです。
0:51:34	はい。規制庁ニッセイです。
0:51:43	はい。わかりました。
0:51:46	No.5 は規制庁側から何か追加で確認あります。よろしいですか。
0:51:51	はい。
0:51:52	すいませんナンバー6 ですけども、
0:51:55	ちょっとここはご説明を 1 図な流れで簡単にさせていただいてもいいですか。104 ページからですかね。
0:52:04	結果大丈夫、岩盤 6 からNo.9 までシンプルファイに関わる、
0:52:10	確認事項の内容が出てきますので、こちらをあわせてご説明させていただきます。
0:52:17	はい。九州電力、シントウです。コメントNo. 6 になりますが、判定時におけるシンプルファイから、原子炉容器の上部への煙の流れ込みについて詳細等を用いて説明することということで、
0:52:33	こちら、資料の方スペースで 213 ページ。
0:52:43	第 7-3 号、オク 14 でございますが、こちらもですね、原子炉容器の上部の方で、教育の流れが、このような話がですね資料に、前回ヒアリング時に反映できておりませんでしたので、
0:52:56	こちらの方の方を修正させていただいております。
0:53:00	またですね、
0:53:02	キムラファイオーの入口、天井部の構造が不明確であったためですね、空調設計が終わってですね 210 ページから 200、
0:53:13	15 ページ、112 ページまでかけてですね、説明を明確にしております。
0:53:19	少し資料戻りまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:23	資料の方スペースで 210 ページを参照ください。
0:53:29	両括弧、排風等設備の運転状況に応じた原子炉格納容器内の流れを踏まえた設計ということで、その次のようにですね、倒壊や換気設備として、
0:53:44	原子炉容器冷却ファンを設けておりという説明の、以下のところにですね説明を繰り返しております、
0:53:52	原子力の報告は、構造物の冷却を、原子炉運転中に行っている。
0:53:58	原子炉、
0:54:00	冷却した空気の流れは、下の二つのルートに分岐すると記載してございます。こちら、二つのルートというのがですね、下の二つのポツで示しております通りで、
0:54:11	RCS配管貫通部及びニーズ、計装配管貫通部から、一次冷却材フクイで、
0:54:20	こちら、一つ目のルートがですね、格納容器、炉内計装用シンプル配管室の冷却上約 80%が該当するものになってございます。
0:54:31	二つ目のポツがですね、原子炉キャビティシールリングから、オペレーティングフロアですね。
0:54:38	空気の流れ込みになっておまして、こちら、炉内計装用シンプルハイパーとですね、連絡を、通常のですね約 20%に相当する部分がですね、
0:54:50	流れ込んでいくような形となっております。
0:54:55	前後のルートにするんですけど、大部分は、小さい関数及び水の計装配管貫通部を通過してですね、一次冷却材不エンドウの流れが発生するような状況となっております。
0:55:11	相馬さんですね。
0:55:12	新宮米の入口の構造についてはですね、小スペースの 2 泊ついて、
0:55:19	ね。
0:55:20	第 7-3、62 のですね、ちょっと右した。
0:55:25	主にですね、示しております通り、こちら仙台 1 号、
0:55:31	ないパッケージと新村配管と、入口の
0:55:35	構図になっているんですけど、入口扉がありましてその上部に、原子炉容器冷却ファン、平須藤がございます。
0:55:44	天井高さまでですね、エレベーションでは示してるという大体の 6.8 メーターほどですね、現状まで高さが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:54	あるような状況でございます、その入口から、新グループファーストの中にね、進んで、
0:56:01	一周間通路から室内断面とですね、右上の図の方に示しております、天井がほぼ同じ高さで繋がっている形となっております。
0:56:11	またですね、スズキの流れがどのように、シングル配管室内ですね、通っているかという点についてもですね、青矢印の方で流れを示しております。
0:56:25	続きまして構成で 212 ページをご覧ください。
0:56:30	こちらが県内 3 号機について記載しております。
0:56:37	こちら、
0:56:39	井口トビアス。
0:56:41	ね。
0:56:42	1 号機に比べると、少しフクイ店長となっております、大体高さが 2.4 メーターほどで、
0:56:52	こちらは大体 63、右下の部分をご覧ください。松浦市内の断面を記載しておりますが、
0:57:01	入口側の入口側が現状としてはですね、約 2.4 メーターで低目となっております、少し
0:57:11	松尾側から間に合わないまま進んでいくと、天井高さがですね 7.1 メーターデータの高い天井とさせるような構造でございます。
0:57:23	通しページが、
0:57:24	ページをご覧ください。
0:57:27	第 7、先ほどもですね、少し説明いたしましたが、
0:57:34	新村坂内の室内で火災が発生した際にですね、よく 80%はですね、バック上設計上の一次冷却材物ない空気が流れ込むような構造となっております。
0:57:48	残りの 20%についてはですね、原子炉キャビティシールリング部分を、オペレーションフロア側に抜けていく形となるんですが、バスの約 80%が、一次冷却材ループしない、流れ込むということで、
0:58:03	煙感知器算式ですね、こちら新設の感じにはなるんですけど、そちらの方に記載するというような、設計としてございます。
0:58:14	コメントなんかについてはですね、説明以上となります。
0:58:22	規制庁西内です。6 から 9 番まとめてありますか、どうしますか。
0:58:29	すいません。続けて、比留間で説明させていただきます。説明させていただきます。少々お待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:36	江藤続けて、コメントNo. 7 番になります。
0:58:41	ポイントナンバー7 番ですが、
0:58:44	ステージで、107 ページの表になります。
0:58:51	第 7-21 号になります。炉内核定数新宮赤井さん、稲井の火災感知器の設置点検に関わるですね、作業量、こちら、示しております。
0:59:06	全体にはですね、衛藤こちらの表の中で、熱感知器に関する電線管敷設だったりとか、その作業項目の内容が、
0:59:17	出ておりましたので、こちらのこちらの作業内容の部分ですね、記載を充実化図っております。
0:59:25	合わせて説明させていただきます。
0:59:28	通しページで 206 ページ。
0:59:33	になるんですけど、
0:59:36	ちょっと前回ヒアリング時にも説明しているんですけど、
0:59:42	両括弧へのですね。うん。
0:59:45	4 番目ですね。
0:59:46	第 4 パラグラフなんですけど、放射線量及び作業量を踏まえ、被ばく線量及び集約せる試算し、作業箇所を整理した結果を、第 7-3、22 等、
0:59:58	第 7-3-23、第 7-3、25 に示す。
1:00:03	大南さん、西銘通り、炉内計装用シングル配管室内は、火災感知器の設置において、個人線量が 1mSv/day を超えておまして、
1:00:15	実用発電用原子炉の設置運転等に関する規則の規定に基づく、線量限度を定める告示に示される線量現行、
1:00:24	各シーベルトとか、
1:00:26	5 年または 50mSv とか年後満足できない可能性がある。
1:00:33	また、第 7-3、21 条から、そのままをですね、記載追加しておまして、第 7-3-21 条から、1 感知器の作業量を除き、
1:00:44	高感度煙検知工事の設備のみを考慮した場合についても、第 7-3、23 に示す通りであり、個人線量の現状満足できない可能性がある。こちらの記載をですね、充実させていただいております。
1:00:58	こちら、ご説明しているのかと言いますと、このページで 203 ページをご覧いただきたいんですけど、
1:01:08	第 7-3-21 表ですね、
1:01:12	熱感知器と交換の煙ペンチ装置をですね、両方設置する場合を考慮した場合も、線量評価をこちらの方で記載しております。
1:01:23	その結果をですね、第 7-3、22 等に示しておまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:28	設置においては、個人線量が 2.42 ミリシーベルトパーベースとなっております。mSv/dayを超えるということで作業会をばって、評価しております。
1:01:41	ただ、
1:01:43	こちらは、熱も県民を設置するという場合の場合について説明したものでありますので、その次のページですね、コースページで、2月、8ページの方に、
1:01:54	占めているんですけど、第7-3、23号、
1:01:58	こちらはですね、めぐり検討時のみをですね、設置した場合、フリクエンシーの場合は別にですね、計算して評価しているものでございまして、
1:02:08	デブリ浅草寺先をピッチ考えた場合にもですね、個人線量が 2.2 ミリシーベルトパー年となっております。作業会としては、線量がですね、
1:02:19	1mSv/dayを超えるものとなっております。
1:02:23	江藤続きまして、その下ですね、第7-3-24等、
1:02:28	7ヶ月シミズ背反しないのですね、火災感知器設置点検にかかる作業量ということで、熱感知器の設置、点検同意をですね考慮する場合について、追加で記載をさせていただいております。
1:02:42	こちらは熱感知器の設置日、
1:02:45	点検する場合のですね、線量評価をしたものになりまして、
1:02:50	結果をですね、第7-3-25、示しております。
1:02:54	こちら設置に関しては、個人線量がですね、0.934mSv/dayとなっております。1mSv/dayを下回る作業量さんでございますので、タイオオハシでちょっと0と評価してございます。
1:03:12	今説明した内容が、コメントナンバー7に対する回答になります。
1:03:18	続きまして、フォレットなんかについて説明させていただきます。
1:03:23	コメントNo. 8 についてですが、
1:03:26	こちらに関しては
1:03:30	はい。工程表のですね、入口部でパッチングがされてない部分がございます。この入口部分については、その行程通り、何とかならないのかってということについてですが、酒匂選挙にとなるという定義でございますので、
1:03:46	こちらの方は資料修正させていただいて、入口についてもですね、黄色のハッチングで着色をして、観光船上である等々へと明示させていただいております。こちら資料、修正しております。
1:04:00	続きまして、コメントNo. 9 の説明に移ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:04	コメントNo. 9 になりますが、炉内核計装シンプルファイパークの入口部に感知器を設置しない理由について説明することということで、こちらになりますが、
1:04:15	炉内の深部赤い範囲以外は、プラント運転中は原子炉、物理的な場所においても高線量となることが想定されるため、入口に目に関する設置しない設計としていると。
1:04:28	%コメント回答に記載しております。
1:04:31	こちらになりますが、危ない確定組織ぐらいパスの入口にはですね、人が提示できない、またはですね、写真のためにですね、定常されている扉がございまして、
1:04:44	端部運転中にですね、炉内の新村バイパスのトビアス等でですね、線量を測定した結果がございまして、こちらがまず通常運転中ですね、通常運転中に提案することで、
1:04:57	呈した牧口加来、
1:05:00	新村さん、五味欄を近くで測定した結果があるんですけどそちらが0.7ミリシーベルトパーアワーという結果がございまして、室内の入口はですね、
1:05:12	実際にその特定結果が、線量が高くて入れないので実際成果があるわけではないんですけど、扉のところからですね、その祖父た測定した結果からですね、
1:05:23	ヤノVも十分に下降線量であるということが想定されておりますので、
1:05:29	入口、
1:05:31	入口はですね、その構成通りだということが考えられますので、入口に設置しないような設定としてございまして。
1:05:40	パレットなんかについては、説明以上となります。以上コメントNo. 6 から9 について、説明させていただきました説明以上となります。
1:05:50	はい。規制庁西内です。
1:05:53	シングル配管室全般についてですけど、ちょっとまず
1:05:57	とか簡単なところからはすいません、200
1:06:01	7 ページ 8 ページのちょっと表だけ、私が理解できなかっただけなんですけど、
1:06:07	衛藤。
1:06:08	207 ページのこの表の 21 表、22 年、23 は、
1:06:15	まず 21 と 22 は両方を設置する場合ですよ。で、23 表は、煙だけ設置する場合で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:23	これのいわゆる作業日数とか作業量とかは、21 表の中から、熱感知器の欄を抜いたものの合計って理解でいいんですかね。
1:06:36	九州電力の進藤です。はい。今、石津様がおっしゃった内容の通りでございます。わかりましたで私は理解できなかったのが 24 表と 25 表の関係なんですけど、
1:06:51	24 熱感知器だけ設置する場合ですよね。そんな時は、21 ひょうから煙だけを抜いたものじゃなくて、何か新しく 24 表を作ってる。
1:07:02	ように見えるんですけど何か違いがあるんですか。
1:07:07	九州電力の新藤です。今 24 条と 21 条のですね、違いについて質問がありましたけど、
1:07:17	高感度煙感知器をですね設置する場合はですね、その足場の設置の作業量としてですね、作業規模が違いますので、その部分がですね、作業工数等が変わってきます。
1:07:30	24 の方では、その熱感知器を設置するためにですね、その必要な芝生近い開催のですね最低限のですね、作業日数を記載しておりますので、
1:07:42	そちらで 21 条、24 のですね、違いがございました。
1:07:46	今申し上げた通り、少し補足させていただきますと、衛藤 21 条で、江藤
1:07:55	おります、煙検知配管設置を足場設置開催っていうところを、作業に関しましては、こちら煙検知配管を設置する上で、
1:08:06	熱感知器の設置に必要な場合も合わせて設置することはもっと長くなりますので、そういった意味で足場設置の作業量が大きくなってますんですけども、
1:08:18	熱感知器の作業だけに、公開されて、ケアをさせることで、24 表に示しますように、作業量が下がるっていうふうなところで違いがあります。
1:08:29	以上です。はい規制庁西内です。理解できました。だから足場としては結局、
1:08:35	足場の欄もだから熱感知器と煙で別れは受けて表現できるのかなって思ったけど、今の話を、今のお 2 人からの説明を聞いて理解できました。関係性は理解できましたありがとうございます。
1:08:48	あとは、空気の流れの方なんですけど、
1:08:56	210 ページのところ冷却風量のパーセンテージの話を機械いただいててちなみにこのパーセンテージは何から基づくものなんですかね。
1:09:09	どういうふうに見込んだんでしょうかはい。
1:09:13	研修職の進藤です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:15	すいません。このパンフレットはパーセンテージなんですけど、
1:09:20	建屋構造、そうですね。
1:09:24	はい。CS――間ツールであったり、ニシノ系相対山間地だったり、あとはこのキャビティシールディング数字ですね、関数でございます。
1:09:36	こちらの団地フローがですね、評価しております、それで約8割がですね、一次冷却材ファンと、
1:09:46	鳥巢の系統は同じ行き先が一緒であるところを今まとめて80%としております。で、もう片方で、20%と記載しているんですけど原子炉キャビティシールディングから、
1:09:59	オペレーティング案ですね、空気の流れと記載してございますが、こちらは1先がフェーディングフロア。
1:10:07	最終的にきつくですね、すぐから、
1:10:13	安直に流れ、空気の不良ということで冷却量の20%をですね記載しております。
1:10:19	はい規制庁西内です。ただ面積から求めたっていうそういう理解でいいですか。
1:10:25	九州電力の後藤さんのご認識の通り、流路面積によって流量差が出ております。以上です。
1:10:32	はい。規制庁西内ですわかりましたと。ちなみにあれですかね213ページの、
1:10:42	213ページのこの64図で図示してもらっている、この左っ側に流れていく、左っかわのループ室内に流れてく矢印と、右方向に流れるループ室内の矢印あるじゃないですか。
1:10:55	左っ側に流れてるものは、これは
1:11:01	これあれか、単純にこれコールドレイズを、
1:11:04	コールドレグ、ホットウェルですかねこれコールドレグ。
1:11:10	九州電力の進藤です。ここチラー第7-3、64円示しております。左側の矢印がですね、CS-3、貫通部のですねまず紙になっておましてちょっとこちらですね、
1:11:25	右の方が小さい。
1:11:27	矢印で記載されているんですけど、こちらは水の計算を示したものになっております。はい。規制庁西内ですありがとうございます。
1:11:40	そうですねそこも参考までにお聞きしたかったくらいですねすいません。
1:11:45	江藤。
1:11:46	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:55	何かポンチ絵上はどっちもあり得るんですよね、多分。
1:11:59	なんか高さ的には、こちらはすみませんですけども、いずれの配管も入ってきてるのでちょっと反省上、
1:12:09	イメージというところでは、すみませんあまり明らかにしてないところになりますね。申し訳ありません。そこそこ規制庁ニシウチです確かにそうですねそうか両方とも。
1:12:17	ここの空間から繋がってるんですよねそっか。あ、わかりましたありがとうございます。うございます大丈夫です。
1:12:22	わかりました。で、
1:12:24	だからまだ面積から求めている空気の流れだから、いわゆる
1:12:30	強制的に流れを起こしているよう冷却アノファンが回っているときと、回ってなくていわゆる熱の上昇気流で上がっていく場合であっても、どっちでも要は同じような空気の流れになるんですわってそういうことですかね。
1:12:45	九州電力の進藤です。はい。今 23 おっしゃる通りでございます。規制庁西内です。わかりましたちょっとそこら辺だけもう少し充実いただければと思っていて、冷却風量ベースでちょっと説明をされると、止まってる時はって聞きたくなってしまうんですよね。
1:13:03	ちょっといわゆる冷却、そのファンの運転によらずこの流れなんだよっていうのが結局断面積から求めているんですってということも踏まえれば何となく理解ができるので、ちょっとそういうイメージはちょっと追加をいただければと思いますけどお願いしてもいいですか。
1:13:22	九州電力の国分です。すみません、少々お待ちください。
1:14:02	九州電力の新藤です。はい。了解いたしました。こちらはですね、JCBの状態としてもですね、
1:14:12	空気の流れをですね、適切に資料の方反映させていただきたいと思えます。以上です。
1:14:18	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
1:14:23	はい。規制庁側から他にシンプル配管して何か確認とかありますか。
1:14:29	よろしいですか。
1:14:31	はい、じゃあ続けてですけども、コメントNo.10 については、これは資料全般の話ですね。
1:14:40	資料全般確認する上で何か追加で確認したい事柄を確認しようと思えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:46	何か九州電力からNo.10 に関して補足で説明しておきたいことありますか。
1:14:50	よろしいですか特に。
1:14:52	九州電力の方ですいません。すいません。ちょっと回答欄があったんですけれども、今回チェックは、
1:15:01	勝木があった適切なフローというふうに修正してございます。ただ、概要図においての収税をかけた。当然配置図は、これまでも色分けして記載しております。今回外部に対しても同じような整理で、
1:15:15	識別をしてございます。ただ、概要くうですねすべての感知器を概要に落としているわけではございませんで、例えば木瀬通のものが1 個あるんだけれどもそこに新たに、同じ中越の感知器を追設する。
1:15:31	ものがあるって、既設の追設がこんなような感知器がある場合については、追設する上でお示すために当たり、示してございますので、一部既設があるエリアについてもあったり、いろいろ安全示してございますので、その点ご留意いただければと思っております。以上です。
1:15:49	はい。規制庁西内ですありがとうございます。
1:15:52	ここはちょっとあれですね、また個別エリア確認するで何かあれば規制庁側からも追加で確認したいと思えます。
1:16:00	はい。
1:16:00	衛藤じゃ続けてですけど、ナンバー11 位。
1:16:06	11 から屋外関係なので、
1:16:11	ちょっとここは秘匿切りでまた、そちら規制九州電力の方からご説明いただいてもいいですか。
1:16:18	これiPhone開催します。
1:16:22	いや、ごめんなさい。まず、19 まですべて屋外関係になるんですけれども、
1:16:28	いや、規制庁ニシウチですけど、そうですね全部屋外になっちゃうので、1 個 1 個、馬場小単位と共通部分。
1:16:38	11 ワダからあれですねおくー。
1:16:42	それ見るとあれですね屋外はエリアごとにちょっと関連する説明を全部拾っていただくような感じでちょっと説明いただいてもいいですか。
1:16:52	はい。九州電力の後藤です。ではちょっとADR退院拠点についてはちょっと頭にまとめてご説明させていただいて、
1:17:02	こっちの方に行っていきたいと思えます。
1:17:06	拠点まず

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:07	71、江藤フタミに関しまして、また元のルールがわかるような記載することということで、
1:17:15	通しページの 258 ページ。
1:17:20	をお願いいたします。
1:17:24	259 ページを見ていただきますと、衛藤。
1:17:28	設置状況を示した表を行ってございまして、こちらは衛藤主事鬼頭江川ですね。で、これまで今回一番理事の
1:17:38	アノハタケという田んぼ追加させていただきましたので、個別エリアごとにこのハタケフルタわかるように示してございます。衛藤結果としてですねパターン 2 がございましたのは、5 ページ、184 ページ。
1:17:58	こちらモニタリングステーション、モニタリングポストエリアとなっておりまして、江藤こちらアノ 1 の周知等で、監視をしている、モニタリングステーション用のいろいろな物件戸数及び蒸気発生器ってところが、
1:18:12	屋外火災ついてやった区画において、
1:18:17	明かりとして換算しお話ししなければならないものとなっておりますので、こういった形で個別に赤木を明確化ということであります。
1:18:28	続きまして、12 番、暴追形を対応していない理由について、ご議論があったか確認することとなっております。で、
1:18:38	過去の議論を確認しましたが、5 ヒダカの感知器についての議論、確認ができませんでした。で、お互いに当社として、防水型ではなく、工場数探知機を対応させていただいている理由について、江藤説明資料 1 の回答欄に記載させて、
1:18:56	いただいております、江藤
1:18:59	の感知器については、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の 21 としたものと認識してございます。
1:19:09	で、消防当局における交通型の熱感知器の使用箇所といいますと、外気には対応されてるんですけども、沖崎であったり、蒸気が大量に発生する場所であったりということで、
1:19:21	他社が見たいとしてつけてるような、直接フクイに立たされるような環境ではないというふうに認識してございます。
1:19:28	で、当初の設立勝木碓井荒谷アメリカでされる等がございまして、江藤野地日程構造を有していて、そういったような影響を受けた際、室谷深津というところを採用した経緯でございまして。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:45	江藤実績になりますが新規規制基準施行 2、施工地域的上の対応として、5 番型の感知器を屋外に設置して以降、こういったところの価格等の影響によって負担等の発生や補償等の実績はございませんので、
1:19:59	結な香月であったかなと思ってございます。
1:20:05	もう屋外に関わるところで、追加の共通のコメント 43 番、
1:20:12	建屋内の火災感知器の設計に関わる記載について記載を修正することとなってございました。
1:20:20	こちらですね、年ページ、259 ページをお願いいたします。
1:20:32	259 ページ、bポツ、環境条件を踏まえた火災感知器設計の制約というところですね、現状出席して岩木ヤノ高井区画であり、
1:20:45	火災感知器の設計において消防法施行規則第 23 条第 4 項を適用するべきではないというふうに記載させていただいています。
1:20:52	こちらのコメントを受けた際は、エリアではないため、それぞれの感知器を網羅性を持って設置することができないというふうな記載をしておりましたが、こちらの記載については適切ではないということで削除させていただきました。
1:21:05	13 番については以上になります。
1:21:09	続けて、衛藤共通に関わるところで、14 番、
1:21:16	基本設計方針においてですね、ちょっと確認事項欄の、以下、前回ヒアリング資料抜粋というところに記載してございますが、①と②ということで、設計の時間以降記載してございました。
1:21:30	一つ目は、火災の重要な機器等に対しまして、有効に管理することが可能な場所に立てかけ詰めを記載してございます。で、②については、
1:21:41	海水管トレンチ内の保冷あ、
1:21:45	とりあえず内部設計として、衛藤 23 条 4 項の適用対象ではないんですけども、取付面があることを踏まえまして、運輸消防施行規則の 23 条 4 項中として、感知器設置するものでの設計を、
1:22:00	こちらも 1 万円を基本的な方針でございましたが、
1:22:04	衛藤、×2 については、①の設計の中の具体的な設計ということで、
1:22:10	設計が包括されてございましたので、基本設計における記載は①のみに修正をしようと考えてございます。
1:22:18	こちらの通しページの 150 ページに、
1:22:21	今後想定する際に、基本設計方針として、最初思っている事項を元に、の枠組みの中に記載してございます。
1:22:34	こちらの先ほどご説明した①のみの内容がでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:41	コメントとしては1本になりますが、単独で、
1:22:46	いいよって、この後また個別にやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。規制庁西内です。了解しました。ここまでですけど。
1:22:58	MERSなあ、11の発行元の部分については結果しても日報の部分だけでしてそこはちゃんとは加減にやった設計になっているっていう説明だと理解しますと。
1:23:10	江藤12番については、
1:23:13	言うなればあれですかの、例えばですけど、
1:23:19	とこういう
1:23:22	川内玄海に於いて、屋外でその感知器を設置するときに、そういう抜きしたとかに置いてるものはない。
1:23:32	てことなんですかね。いや、あとは間野木下とかに置いてるんだけど、防爆の方がより耐性が高いと思っているのでそっちを採用しているっていうとどういう意味合いでしたかね。
1:23:47	九州電力の後藤です。
1:23:51	大容量空冷式発電機につけてる。
1:23:55	熱感知器については、まさに
1:23:57	協会の中に設置してございますので、
1:24:01	4クロキしたよりも、もうちょっと環境下に置いているものでございました。
1:24:08	ただ、西井さんおっしゃっていただきましたように、2ページゴトウを有していて、今現在設置している開発防爆型の
1:24:18	熱感知器の方が、こういった岡井環境においてユリムタを考えてございます。以上です。
1:24:25	はい。規制庁西内です。
1:24:27	実際に有利かどうかという話はまたちょっと一つあるかもしれないですけど、ただ実際の一番最後のコメント回答でも書いてもらってますけど、実際過去、
1:24:39	少なくともその環境下で採用していった、の感知器は多分点検頻度とかも多分点検ごとに確認をいただいていると思いますけども特段は異常は見受けられなかったとそういう理解ですか。
1:24:52	はい。九州電力の五島です。ご認識をございます。
1:24:56	はい。規制庁西内です。わかりました。
1:25:01	はい、わかりましたと。
1:25:03	あとは、あとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:07	これですね明確かなあとと思いますし、ナンバー14 のマル2 が①の設計に包絡されるっていう方が包括されるって話は、添付資料とかあとまとめ資料とかの段階に行くと。
1:25:20	①の具体的な内容として海水管トレンチはこう、
1:25:23	出戸荒谷エリアについてはこうっていう形で紐づけがなされて、実際のまとめはもうなされているので、そういう意味では今後添付設申請書の添付資料の方でもそういう紐付けをちゃんと整理いただければそれで十分なのかなとは思いますが。
1:25:37	はい。共通事項ナンバー11 からNo.14 部分ですけど規制庁側から他に確認事項ありますか。はい。
1:25:51	阿部さん。
1:25:52	なしって書いてある。
1:25:56	とか一切使ってない。
1:25:58	そういう認識ですね。
1:26:00	いや要は派遣なしというふうに、
1:26:03	一体、唯一、
1:26:05	要は電気とかがあればそれがタカギんじゃないですかっていうふうに、もし指摘された場合、
1:26:10	このような、
1:26:12	見解なのかなというふうにちょっとフカホリさせて、
1:26:15	ください。
1:26:18	はい。
1:26:19	九州電力の後藤です
1:26:22	ご認識の方に
1:26:24	すべての電源全電源設備がないとかっていうわけではありませんで、現在3ヶ月というふうに加えて記載してますのが、445分以上、
1:26:37	あたりっていう、暑うで火災が発生した場合に、他への影響が大きく発生しているというようなものであったり、あとは油内包して、火災が起きた場合に影響動く。
1:26:50	考えられるものについて抽出して記載してございます。なので、
1:26:55	線量計のメインなんて、製造計画に計測器等の
1:27:02	低い電圧をつけて、
1:27:05	サトウっていうか、フクイ大学受けているような場合については、ハッタ0として、この、今日、今日は聞かれていないけれども、太鼓、そういった議論が起こったときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:18	何も答弁ができない状況だとあまりよくないので、衛藤補足説明資料等にこういった機器に対して
1:27:26	提供してるんだということではちょっと明確に記載させていただきたいと思います。
1:27:31	以上でございます。
1:27:32	火災対策1の場合、
1:27:34	今の私の、今ご説明いただいた話は私なり、
1:27:39	理解してもらい申し上げると、要は、高圧とか電気盤とかそういったものを発火元とした油を内包しているものか。
1:27:48	いったようなものを、とりあえずは下限として抽出していると。
1:27:52	いうことで、
1:27:53	それ以外の提案というものについては朝比奈に言うかもしれないけど、あと宮城その部分は、実はそこまで大きくないからというふうに書きました、というような理解でよろしいですか。
1:28:06	はい。九州電力の後藤です。小西の通りでございます。
1:28:15	もしそういうケア付のものでほとんど出した場合には、今回の屋外の配置で、
1:28:23	確実ミイ
1:28:25	関することって可能な場所に置いてあるんでしょうかっていうのは、とりあえず全部あると思います。
1:28:37	結局、共通の担当について、江藤
1:28:41	国井監視できる場所に囲われますと一部この感知器の可視範囲に入っているもの等もございしますが、進めたくこれが入っているところの確認がちょっと遅れてはおりません。
1:28:53	以上です。火災対策室の場合、いや要は相手と、
1:28:58	ちょっと他の表よりも、両端のフォローで、とりあえず、
1:29:04	多分この場所で火災ところの感知器で見られる。
1:29:10	確認できているのかなってところの目のための確認だけだった。
1:29:14	すいません。
1:29:16	そのところについては、別途、
1:29:19	いただければ、
1:29:21	それから、過去ナンバー11番の語学がた。
1:29:28	全般、
1:29:29	一定程度理解はできたんですけども、
1:29:36	すみません、この5月型の方、刀禰通感知器なるのかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:43	は、
1:29:45	点検と、いわゆる、
1:29:47	点検とかがって今までどういう感じ。
1:29:51	この、この言葉になってるのかなというのをすみませんちょっと補足して いただいても、
1:29:56	項目の説明をお願いしてもいい。
1:30:00	はい。九州電力の五島さんの、こちらの防爆型の熱感知器に関しまして も、また、建屋内相関式と同様の頻度で、点検等を実施してございま す。毎年2回、外観時の試験を実施しているところになります。
1:30:16	あとはもう中国色がかかった場合は、終了というときに、以上の
1:30:22	情報、受信機盤に流すようになってございますので、そういった意味合 いでも、こちらに記載を書かせていただきました。以上です。
1:30:32	はい。簡単に対策という要はあれですね、
1:30:39	ベターっていうか、合わせ、
1:30:44	なかなか入りづらくて、シートの影響による誤作動の8000の実績も、
1:30:51	ない。
1:30:52	ということで、あとどれぐらい使ってるからみたいなそういった話が新規制 基準以降って書いてあるっていうのは大体特定の、
1:31:01	実績がどれぐらいあるかなみたいな話が若干、
1:31:04	補足しておいていただけたら嬉しいなぐらいの話なんです。
1:31:07	実際、今まで何ですかっていう。
1:31:11	はい。
1:31:17	はい。ちょっと確実と言いますとちょっと時期ぐらいになったんだ。いや 確認です。
1:31:24	さっき言って、申し訳ありません。6分。
1:31:28	61年くらいになります。これはだから使っております5年で、6年から7 年。
1:31:34	使用実績がございます。以上です。今度は5年以上使ってるけれども そうした誤作動報告はない。
1:31:41	いう実績があるということでもいい。
1:31:44	はい。決めることです。ご認識の通りでございます。はい。乾式再処理、 ありがとうございました。私からは以上です。
1:31:53	規制庁に周知です。
1:31:56	さっきのやりとりの中で派遣についての言及があって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:02	これはまず今までとどうとらえていてっていうところから確認したいんですけど、新基準時の施行人の添付資料とか、
1:32:12	掲げについて言及いただいている中でいうと、発火限定これ審査基準にも書いてますけど、火花を発生する設備等あと高温となる設備、これが代表例として挙げられていてと。
1:32:25	で、今なお発生する設備としてはまちづくりの電動機とかがあるガーッとという話もあるんですけど、
1:32:31	直流の電動機ってことを踏まえるとあんまり高圧低圧ってところのイメージではなくて、従前は、火花発生するかしないかとか、あまりと高圧低圧Dなんか縛ってるのかなっていう気はちょっとしましたと。
1:32:45	そういう意味ではさっきのポンプの表でいうと、なんか僕の理解は単純に思わなきゃいけない設備としてポンプ上げてるからわざわざ影が2本、重複して書いてないだけかなと思ったんですけど。
1:32:57	今の話だけ聞くと、坂とかもあるんですね。
1:33:00	だからそこら辺は下限としてどうとらえまあ今までもうこれからもどうとらえるのかって話だと思うのでちょっと改めて整理して説明をいただければいいのかなと思います、よろしいでしょうか。
1:33:12	はい。九州電力の後藤です。高井イデて、
1:33:17	どういったものを取り扱ってるのかというのは、明確化をさせていただきたいと思います。あと、今し方 20 歳おっしゃられたように
1:33:25	ポンプですね守るべき火災方法を行う機器としたMIについてはハタケとして体験ってことは行ってないとかでございます。以上です。
1:33:35	規制庁西内です。後者の二つ目の回答についてはちょっとわかるように明確に書いといていただいてもいいですか。
1:33:44	はい。九州電力後藤です。表については、わかるように明確にいたします。
1:33:49	はい。規制庁西内です。
1:33:52	ここまで屋外関係他に何かありますか共通関係ですけどよろしいですか。
1:33:57	はい。
1:33:59	具体的な場所についてですけど、
1:34:03	まずは 15 の空冷DGのところですかね。
1:34:09	九州電力ゴトウサノ提案について、順にご説明していきたいと思いますがまず中国語版についてです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:19	灯台フクイセイキオカしたりしているのかということと、当断面図、現場の状況は設置状況わかります。わかるように断面を用いて説明することとしてございました。
1:34:31	こちら、まず台風に変えてございますが、服役発電機についてはこの検知装置によるカジタ上、発電機全体となっております。で、登壇年数の方ですけれども、
1:34:44	保守継続 175 ページを、
1:34:47	お願いいたします。
1:34:51	こちらの 1 号機、一番、三浦さんで設置してございまして、代表点中央付近を記載してございます。
1:35:00	配置図と少し合わせていただい必要もございまして、ホームページに 173 ページ以降ミヤジマー 10 セイキ合わせて見ていただきたいんですけれども、
1:35:12	代表連盟代表理事、発電機燃料タンク、ポンプに向かって設置してございまして、その達成の四つを 174 ページの方に記載してございます。
1:35:25	で、第 100 イシカワセイキ給油ポンプに関しましては、断面図の中で言いますと、現状、住宅の裏側に設置しております。設置しておりますので、
1:35:35	衛藤、少し高さを変えて設置してございますが同じ、乱暴レベルに設置されたものでございます。
1:35:42	で、これについてはこういう困われております。で、それぞれの機器に対して熱感知器を設置しているのと、衛藤代表力発電機の車両部分の真ん中辺りにある、
1:35:55	平井鉄道から刀禰他の県装置設置してございまして、こちらの方に追によって、それぞれの機器を包括する形で監視していることにさせていただきます。
1:36:09	10 万、1 点以上となっております。
1:36:12	はい。規制庁西内ですありがとうございます。衛藤。
1:36:16	これは、
1:36:18	すべて既設の感知器って読み方をしているんですよね黒い、全部黒なので、
1:36:25	はい。これはつけてくる施設になります。はい。規制庁西内です。いや、単純にちょっと私が多分実物を見てないのでってだけなんですけど、栗田三田ことあるかもしれないですけどすみません
1:36:37	20 図に順図でいうと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:39	この給与ポンプと給油タンクの方、燃料湯タンクの方についての熱感知器って、だからそれ専用のサポートがついててっていう、そういう理解をすればいいんですかね。
1:36:50	はい。9項目に関しましては、奨励金用戦略の中のサポートがございまして、謄本の直上に使う期間についてございます。で、
1:37:00	燃料に関しましては、こちらもラック自体に、衛藤綿貫さんつきをつけるための湯田、変更されてございまして、そこに江藤工場続けることで、タンク内に
1:37:15	月数の8分を購入するような形となっております。以上です。
1:37:21	なるほど規制庁ニシウチです。だからこっこのタンクの方は多分内部。
1:37:26	に感知部があるわけですね。
1:37:29	はい。九州電力の西野でございます。わかりました。規制庁西内です。あとその中央のこれ、
1:37:37	単純に血糖、
1:37:39	鉄塔というか何か鉄塔なのか。
1:37:43	単純に棒が立っているものと思えばいいんですかね。
1:37:46	センターに関しては、工場のケース等が策定でございます。ちょっと別件会社さんは少し、
1:37:55	層厚ではない、ないんですかね、お台場言ったような形でそれぞれでまた、断面で、違うんだよっていう形はわかるように、今、高岸でございますんで、次回ヒアリングで、
1:38:08	説明できればと思います。わかりました規制庁西内です。
1:38:12	これSs持つ。
1:38:14	ですよねそうそういう評価結果になってるって理解をすればいいですよね。
1:38:20	九州で。
1:38:24	全員しまったものと認識しております。ただし、自然に評価しているものだと思っておりますので、それについてはまた確認をさせていただきたいと思っております。
1:38:37	はい。規制庁西内です多摩信金の時には小コウノか、感知器って多分すべからく評価してるわけじゃない。評価結果が持ってるわけじゃなくて、
1:38:47	多分一番厳しいというかあれですねCvトップの方なのかわからないですけど、多分別の部分が採用されているのかなって気もしますけど。
1:38:54	いや何か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:55	端的に言うと、
1:38:59	ここ、これくらい着シモノでも持つんだなって思ったっていうそれぐらいの感想レベルなんですけどちょっと確認してみて何か疑問があればまた確認させていただきます。
1:39:08	だから、結果して、
1:39:13	そういう意味でいうと炎感知器については発電機の言うなら裏側の方は多分見れないけども、前面がちゃんと監視できていて、なんかしらの発火していればすぐわかるような状態にはなっている。そういうことでいいですかね。
1:39:29	はい。九州電力のゴトウ 03 ニシノ通りでございます。
1:39:32	はい、規制庁ニシウチですわかりました。規制庁側から他 2 クレディエリアですか何か確認ありますか。
1:39:41	はい。
1:39:42	%。
1:39:43	関係だ。
1:39:46	170 ページ。
1:39:49	平面図見てると、
1:39:52	感知器が一定程度角度を持って見れてるはずなんですけれども、
1:39:59	何か中心線の方見てみると、
1:40:02	何か、
1:40:03	後ろの方の、274 ページというところのガスタービとか、
1:40:09	燃料電池弁両端とかその辺、
1:40:14	なんかは、範囲に入ってるパターンと若干思うところがあるんですけども、カバー、その辺、この感知器でもカバーできているんですかっていう
1:40:23	ところ。
1:40:27	はい九州電力の蒲生。
1:40:30	173 ページ皆さんの 4-18 で申し上げますと、この間、この検知装置が 2 個ついてもらって、
1:40:41	これ、あまりラップしてるカナダ少ないような形で今、設置してございまして、その活動で、衛藤沙優
1:40:52	勝田作業をおります。なので大分類式のパイプ二つ電気の
1:41:00	ところは、
1:41:02	今までこの辺に沿ってあるような形で設置していることになります。
1:41:08	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:09	はいありがとうございます。
1:41:14	違う。あともう1点だけなんですけど、274ページの断面図みたいな場面ってというか、図面で見ると、
1:41:23	ちょっと高いところに置いてある。
1:41:26	一見この学校の転送してあるんで、
1:41:30	車の上の面は、とりあえずこれでカバーできてるというような認識でよろしいです。
1:41:40	はい。九州電力を求めた
1:41:42	守屋ちゃんが年数で示してますように大分冷却タンキーの現場といたしますか、そういう発生時の現場での高い力の発揮。
1:41:54	当監視してございますので、決算面について
1:41:59	感謝に入っているということで問題ございませんです。
1:42:02	はい、ありがとうございます。
1:42:04	最後の話なんですけど、
1:42:07	この、この検層値で、
1:42:13	教育、燃料と給湯、
1:42:17	これも一応入れてるってことで理解しておけばよろしいんでしょうかという、
1:42:23	はい。九州電力の方で、
1:42:27	檀業務部長休憩に示しておりますこの血糖値の立場になるように、一応9本の二つ書いてございまして、各こちらの二つにつきましては、非常に
1:42:39	グラフレベル上に設置しております。なりますので、その現地投資で見え、たくさん書いてございますんです。
1:42:47	大変ありがとうございます。私からは、
1:42:51	はい。規制庁西内です。他2くれ事例何かありますか。よろしいですか。
1:42:58	はい、どうぞ。はい。
1:43:01	規制庁江原です。同じですね、173ページなんですけれども、
1:43:09	これちょっとアノの見方でちょっと教えて欲しいという
1:43:15	の周り、
1:43:17	何が四角で囲まれてまして、やっぱ、
1:43:23	以前のヒアリングだと何か電気は詳細に囲まれていると。
1:43:27	というような話だったので何かこれ状態なのかなと思ったんですけれども、次のページに見ますと、何かそのまま

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:36	NVLAPがあるような、
1:43:38	状態になっておりました、
1:43:41	この平面図で、タンクの方は防油堤に囲まれてるっていうのはわかるんですけども、この発電機の周りの資格っていうのは、
1:43:52	これは、
1:43:53	確認を表して、
1:44:00	再吸収出てくるゴトウです
1:44:03	全自治体が7-18図で、第6次発電機のところを示している四角の8自治体をお示しております。で、
1:44:15	先日筐体に入っているというふうな筐体に入っているというふうなご説明したものが、74、29を見ていただいた際に、発電機や利益装置、
1:44:27	機器の燃料保護継電器っていうところが、四角い枠の中に入っているのがわかるかと思うんですけども、これ評価になってございまして、江藤、ここの境界の話、先日のヒアリングでは、
1:44:43	さしてご説明していたものになります。
1:44:45	以上です。
1:44:48	院長江原浅尾は理解いたしました。はい。
1:44:53	あと、ご意見なんですけど、この遅くに設置されているこの、
1:44:59	この装置の何か向後さんも申し、
1:45:02	ついてちょっと
1:45:04	はい。どこか。
1:45:05	うちはもうどこかに、
1:45:07	やっぱ御説明がありますでしょうか、ちょっと開発という
1:45:14	九州電力のことで少々お待ちください。
1:46:44	結局、グループの法律、てしまつて申し訳ありません。
1:46:52	決算請求が質問よろしいでしょうか。
1:46:56	はい。
1:46:59	衛藤。
1:47:01	説明補足説明資料5、2がですね、
1:47:07	いや、石野大庭片野元町長の香月の説明をしている資料になってございまして53ページは、
1:47:17	2ページから続く形で、統合型の方の結果の説明を記載してございます。
1:47:22	で、この53年50ページですね、両括弧2の①漢字性能についてという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:31	の、
1:47:32	一番初めに、
1:47:35	関係の運用することなくに加えていくこと防止の対策として、+タイ. オ オツカぱに来ているところで、
1:47:43	パラスポーツタカキモリない。
1:47:46	最初にあったんでカツラ 2 の後ですね。
1:47:51	木材施設の建設を築いた太陽光の影響を防ぐために遮光板を設置す るということで、記載をさせていただいております。
1:47:59	こちらがこの結果、大分形式発電機のところに設置しております。木場 日下保健町長の説明になりますので、
1:48:09	ありがとうございます。規制庁、植原。
1:48:12	わかりました 273 ページに戻りますと、こちらの相関式あたしや交番が、
1:48:19	実際にはこの柱に、
1:48:22	されていると。
1:48:33	九州電力の方で他の着工ガンガンですけども柱のところにといいます か。
1:48:40	検知装置自体にな、何て言うんですかね、
1:48:46	チャックじゃないですけども、
1:48:48	販売課みたいな形で、つけてるものになってございますか、感知器ごと に設置しちゃうような、
1:48:55	以上です。
1:48:58	わかりました。はい。規制庁植原です。この交換式自体なんかの、もう、 帽子のようなものがもうすでについている。
1:49:06	ここでは理解いたしました。はい。私からは以上。
1:49:10	はい。規制庁西内です。他に何か規制庁が変わります。よろしいです か。
1:49:15	はい。江藤スズキ、屋外タンクエリアですかね。
1:49:21	あれオクはい。を置く場合も簡単にご説明だけいただいてもいいです か、屋外タンクエリアについても、
1:49:29	16 番、深井関係の御説明。
1:49:34	ハタケの宇井常盤舞子公園として 9 例でして、
1:49:39	断面図について追加させていただいております。
1:49:42	都市部の 281、
1:49:45	お願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:49	通しページ 108 ページに、衛藤さん清宮代表してとして、衛藤仙田 1 号機の住宅に関わる断面図を記載させていただきました。
1:49:59	で、衛藤 2 号機じゃ、7 号機の燃料取りかえ、
1:50:03	つきましても、同様の構造を、ございまして、トタン自体が開けて、まずは思われている箇所に設置していると、と。
1:50:15	今年度がその学校事業企画部によって衛藤終わっている設計となってございます。で、その中に、
1:50:24	行ってある、水の現場にあったり、江藤
1:50:29	丹治タイ、あとは、タンクの元弁等が設置されている状況になってございます。で、江藤学校説明の場所に、まず、この感知器設置していると。
1:50:40	についても設置している状況になっております。
1:50:44	ご説明いただきます。
1:50:46	はい。規制庁西内です。
1:50:48	参加エリアは、単にわかりやすく書いてくれただけだった話だと思っますけども、私は特にないですか規制庁側から何か確認しておきたい点ありますか。
1:50:57	よろしいですか。はい。ありがとうございます。続けてですけど、
1:51:01	1078 がこれモニタリングポストステーション関係ですかね。
1:51:07	これもあれですね単純に追加したっていうだけですね。
1:51:12	内容的に何か補足しておく点ありますか。よろしいですか。
1:51:16	結局落とした方、そんなことございませぬアノサイトウに書かせていただいて、
1:51:22	防災教育と美術館の反映の空間を修正させていただいております。はい。ありがとうございます。モニタリング処理は先ほど影の話もちよっとありましたけど何か規制庁側からありますか。よろしいですか。
1:51:36	はい。
1:51:37	最後No.19 燃料輸送移送エリアですけど、ここは一度ご説明お願いしてもいいですか。
1:51:45	はい。九州電力の方です。江藤難波で受ける。
1:51:49	教育長異動等の形のエリアについて、勝木の廃棄の対象になっていたということと、あとはその断面図に関しましては、サトウがもう均圧であれば、決めたいということ。
1:52:00	ということとなってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:03	緊急時対策所用の箇所につきましては郡大上の状況がわかるように追加することとしておりました。で、通しページの 299 ページに、99 ページに、
1:52:16	断面図を追加させていただいております。199 ページをお願いいたします。
1:52:21	7-4-40 と 42 に分けて記載してございまして、41 図には、
1:52:30	代表して営業部長の方で記載してございます。
1:52:34	江藤こちら記載しております通り、衛藤、
1:52:38	加来自体は江藤地中埋まっています、地中の中でもタンクの周りを断層も砂イワサ
1:52:46	増えているというような形になっておりますので、江藤地中地上に出ている。
1:52:52	言って、当該マンホールから衛藤の円筒状の機器に入りまして、タンクとの境界を出すのが、マンホールとなっております。
1:53:04	煙感知器に関しましては、ライフマンホールの下側につけることで、
1:53:08	煙を感知いたします。ただ、
1:53:11	はい、月間に関しましては、ライフマンホールに大差がございまして、先ほど、
1:53:16	茅根恩田、同様に、刀禰津野菅地区を、燃料調達に投入することで、大規模ネットの変化を見るような形となっております。
1:53:27	刀禰病院長や貯蔵タンクに関しましては、江藤、そういったフタミと御説明になります。
1:53:33	で、衛藤都築、西条第 7-4-42 図に緊急時対策所用発電機人発電機車用燃料貯蔵タンク室の断面を記載してございます。
1:53:45	で、こちらですね。
1:53:49	設備構成としては先ほどと同様に大分
1:53:53	なっております、タンクにつきましては、乾燥機がによって受けられた形と聞いてますんで、トランスマンホールが、到底経費の所がプラスレベルから少し決定とか出ている場所になってございまして、
1:54:08	戸田今堀よりも上は、衛藤、それ、青、
1:54:12	屋外の場所となっております。
1:54:15	で、当面、
1:54:17	担当と違うアノ. 1. に関しては、衛藤ね。
1:54:23	詰められている。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:26	空間の上に、ちょっと採算というものがございまして、ここ外パンフレットのバブルをつなぐのが、江藤突き抜けていくような、
1:54:37	ございます。
1:54:38	それ以外の構造につきましては、先ほどご説明した医療調布バンク登録の設計となっております。
1:54:46	衛藤の説明、以上 19 番の説明以上になります。
1:54:50	はい。規制庁、西内筒井です。
1:54:58	ちょっとだけを間違えていいですかすみません。
1:55:10	衛藤。
1:55:11	規制庁西内ですすみません、勤怠の方なんですけど、
1:55:16	297 ページの、
1:55:21	等、
1:55:24	物質以外の場所ワー
1:55:29	ここまであれですよね緊対建屋の地下じゃなくてちょっとずれた場所の地下でしたよね。
1:55:39	一周電力の嶋田でございます。こちら建屋ですが、緊対棟の本体の建屋ではないです。そこから離れたところで
1:55:49	キツネ燃料定期あってる。
1:55:53	はい、ございます。以上です。はい。規制庁西内です、このタンク室の部分は、建屋外っていう整理をされていてそれ以外の場所は建屋内、
1:56:07	っていう整理になってるんですが今、
1:56:10	いや建屋外として出てくるのがこのタンク室部分だけなので、それ以外の部分は、建屋内っていうそういう整理になってるんですか今これって。
1:56:20	原子力の嶋田でございます。こちら、
1:56:24	としましては、建屋会議として、タイとして設定をさせていただいてるんですけれども、感知器の設計としましては、基本的に
1:56:34	クイック火災区画としてはお配りして設定しているものの雰囲気としては屋内にありますので、基本的にはアナログし、
1:56:47	燃料関係につきましては、こちら北勝。
1:56:55	発生する可能性がございますので、こちらについては項番が特別感知器及びフォアークに関してを、
1:57:02	としてございます。
1:57:03	以上でございます。
1:57:05	規制庁西内です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:09	ちょっと基本設計方針の読み方も含めてなんですけど、資料4の22ページ目をお願いしてもいいですか。
1:57:20	準備はさ。
1:57:23	今の
1:57:26	部分の説明に関して言うとうですよ。
1:57:30	21ページ目から、21ページ目カラーこっちが通常パターンで、建屋内っていうふうに始まっていて、22ページの方が建屋もないまたあとこれも外っていう形で建屋の内外で基本分かれているんですよ。
1:57:48	そういう意味でいうと、今勤怠の地下部分に関して、
1:57:53	そのタンク部分は建屋がいてそれ以外がないぜっていう使い分けがよくわからなくなるなあというふうにちょっと理解していて、
1:58:02	ちょっとその部分の読み方ってどう理解すればいいんですけど。
1:58:09	九州電力です。
1:58:15	今現時点でのシャー関係者の中での、
1:58:21	こちら衛藤下世代対象の置換については、両括弧Bの
1:58:29	1杯や無料いっぱい、
1:58:32	いう形の認識でちょっと設計を進めておりました。ただ今志賀タグチさんが思われている、
1:58:41	モリイ、
1:58:43	奥田。
1:58:45	考えて設定してございますので、そういった意味では、海水管トレンチと同じような形で、準用して決定するというふうな
1:58:57	形に持っていこうとか、整理としてちょっと数字がいいのかなというふうに思っておりますのでちょっと1回検討させていただいた結果の中、ご説明できればと思うんですけども。
1:59:10	はい。規制庁西内です。そうですね整理ローンかなと思ってますので、ただ基本設計方針からちゃんと最終的な現場設計後は検査、
1:59:20	うちの方でもしますけど、その斜めで何か解釈が紛れるようなものにはしたくないとは思ってますので、少なくとも審査でそういうふうに読みきれない。
1:59:31	という時点でまず審査では通らないと思っていただければと思いますので、ちょっとまず整理上は明確にさせていただければなあと。
1:59:40	あとはあれですよ添付資料とかでよく火災区域区画一覧表をつけてもらってますけどその時に屋内の火災区域区画屋外の火災区域区画っていう形で表で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:50	示してもらってると思うんですね、基本、それとはリンクしてるものかなあとこの、この文章はですね、と私は今理解をしているので、違う値は違うと説明いただければ結構ですし、
2:00:01	ただいまの文章だとそうリンクするようにしか読めないのっていうところかなあと今読んでいて理解、思います。少し整理をいただければと思いますがよろしいですか。
2:00:22	規制庁西内ですけど聞こえてます。
2:00:32	あれ、規制庁ニシウチですけど、聞こえてますか九州電力の。
2:00:38	何かあれすか通信。
2:00:42	すみません東京支社の方音声聞こえてますか、何か本部が抜けます。
2:00:47	東京支社久住です。横瀬聞こえております。はい。
2:00:53	規制庁西内です。一応ね中身繰り返んですけど、建屋内建屋がいいの話は、牧本店ぷーの説明書の方に持ってくる。
2:01:05	添付の説明し、新基準の施工2の添付資料の方とかでも、火災区域の多分一覧表みたいな形をつけていって、そんな時に屋内の
2:01:15	区画区域、屋外の区画区域っていう表としてつけてると思うんですね。
2:01:20	基本はそれと、この基本設計方針で行ってるものはもちろんリンクする前提で呼んでいるので、違うのであれば違うとおっしゃっていただいて、表現も適切なのに修正いただければそれでいいのかなと思いますし、
2:01:31	そんなのであれば、さっきの整理と違ってくるのかなという気もしますので、ちょっとまたご確認をまずいただければと思いますがよろしいですか。
2:01:41	近くに関しまして取り扱いを検討してまたご説明させていただきます。
2:01:48	はい。規制庁西内です。どっちに属したとしても、先ほどご説明いただいた通り、多分やることは変わらないのかなと思っていて、
2:01:56	建屋内雰囲気T
2:01:59	とか建屋内と同じ状況ですっていう説明もあったように基本ここは建屋内と同じ考えで置ける場所が大半だと思ってますので、そういう考えで置かれていればもうサブとしては明確なのかなと。
2:02:10	あとは基本設計方針から踏まえた能勢設計整備っていうところはどうかっていうところの整理だと思いますので、
2:02:16	補足説明書の方で言うところのフローとかとの関係。
2:02:20	っていうところでもまた改めて整理をした上で説明をいただければ結構かと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:25	よろしいでしょうか。
2:02:28	はい。九州電力五島です。フローも含めて、
2:02:32	日置資料修正してご説明させていただきます。ありがとうございます。以上です。はい。規制庁に注記ですちょっとあと確認なんですけど、
2:02:41	299 ページの機器これも緊対所の方の話なんですけどね。
2:02:48	この宇和指数っていうのかな、その上部配管室っていうところ。
2:02:54	ここ。
2:02:55	河西。
2:02:57	区画に設定してるって理解ですか。
2:03:02	はい。九州電力の五島です。こちら、江藤浅井に設定してございまして、江藤申し訳ありませんちょっと記載ができてないんですけど、この除灰さんについても、
2:03:13	近くで消防法適用規則通りといいますか、重要といいますかですけど熱感知器と煙感知器の説明つけております。
2:03:23	です。はい。規制庁西内ですわかりましたこの図面だけ見るとちょっと抜けてるように見えるのでそこは適切に記載いただければなと思います。あと多分、
2:03:34	ちょっと1個上のエレベーションの図面見ればわかるかもしれないですけど、ここって多分隣と扉とかで繋がってるって理解でよかったですかね。
2:03:44	お願いします。はい。九州電力さん、ご認識の通りでございます。対策につきましても調査について、煙についていることがわかるように、記載修正いたします。
2:03:54	以上です。はい。規制庁西内です。了解しました。少々お待ちください。
2:04:02	規制庁西内ですお待たせしました。
2:04:06	はい。衛藤。
2:04:10	あれ、どこからどこまで書いてもらいましたっけすみません等、この部分の上のエレベーションで扉とかで隣が繋がってる理解でよかったですたっけ。
2:04:21	九州電力調査別同じフロア同じエレベーションの契約をもらっております。はいわかりましたありがとうございます。ちょっとこの部分の配置も含めてまた別途ご説明充実いただければと思いますよろしく申し上げます。
2:04:37	はい。九州電力、後藤です了解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:39	はい。規制庁西内です燃料貯油槽周りですけど他に規制庁は何かありますか。
2:04:46	よろしいですか。はい。
2:04:48	片野中橋です。
2:04:53	ノダ海野グループの方で、内部のコールの、
2:05:00	非常に感知がまずされてるんですけども、御説明ですと内部の安全、
2:05:06	下にあるという方とか、
2:05:10	九州レベルで
2:05:14	ライブアルコール自体ですね、衛藤工場別感知器を取りつけるための課題。
2:05:21	ただ、衛藤坂が設けられておりまして、
2:05:24	この山アノダムマンホールの上から、
2:05:28	古川江藤
2:05:30	統轄課長の市川付を取りつけることで、熱を感知する部分だけ、いつの感知部分のみ衛藤ない日アノ挿入されまして、江藤
2:05:42	ね、大型の熱感知器の今回といいますか、大部分は、江藤雨森よりも外側に位置して感じるのに、ないような形となっておりますのでちょっと外部議長がこういった形で、
2:05:55	大分マンホールの上に書かせていただくような形式で書いております。以上です。
2:06:00	高橋杉井。
2:06:02	菅だけがないって本体はそこにある。
2:06:09	その密閉性。
2:06:12	確認されてますか。
2:06:16	はい、九州電力、一定程度確認しているものと認識して、またちょっとこの場で衛藤酒匂、江藤となかなかちょっとお答えが難しいように
2:06:29	確認してからまたご回答させていただければと思います。
2:06:32	はい。あとは以前にちょっと確認させてもらったんですけども、管轄消防との協議はオチでしょうか。
2:06:43	九州電力の後藤ですが、
2:06:46	江藤は衛藤ショウジュ井本の情報には、設置前に、こちらの設計についてご説明した上で、説明を実施してございます。
2:06:59	はい。
2:07:00	空間部分。
2:07:02	この空間から

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:05	必ず確保されてると帳じりがタイのかなというのもありまして、
2:07:11	場合によっては三級満水
2:07:14	させてしまう可能性もあるんですが、
2:07:17	ハウスイ、
2:07:19	伴式、その他部分ですが、そういう
2:07:28	考えアノとかっていうのが、
2:07:38	はい、九州電力のゴソウです。
2:07:40	衛藤。
2:07:42	ちょっと、基本的にはその航空というしているものを持ってきておりますので、
2:07:52	そういった油の侵入っていうところも、問題はないかと思っておりますが、ちょっとその点についても、事実確認した上でご回答させていただきたいと思います。
2:08:03	よろしくお願いいたします。以上です。
2:08:05	はい、高橋です。
2:08:08	はい。規制庁西内です。
2:08:11	他にありますかよろしいですか。はい。
2:08:15	これがコメント回答以上ですかね。今日確認させていただいた確認事項を改めてまた資料等充実して、整理の上説明いただければと思います。
2:08:30	そういう意味でいうと、今日は後はパワーポイントの概要説明資料と、あとは玄海の補足が、
2:08:40	増井カー分ですかね。そういう意味でいうと玄海の方で何かと。
2:08:45	追加で九州電力側から、ここはちょっと仙台と状況違うのでっていう場所があればちょっと最初にまず、
2:08:54	ご説明いただければと思いますが何かありますかね状況的に。
2:08:59	基本的には同じすいません、前回の補足説明資料につきましては、資料3で充実させていただいております。
2:09:07	上島さんの1ページ目に、提出しておりますリストの中で、これでハッチングしているものが、自立したものになるんですが、その
2:09:19	まず提出した上での達成とエリアにつきましては、設計については、現在と同じですので、今回報告追加での説明をさせていただこうと思っております。
2:09:29	続きまして小学校、現在のようになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:33	最後に設備の設置状況を考慮した設計の中で中央制御開成館トレンチエリアを挙げておりますが、この中央制御につきましては、現在と一部異なる部分が、
2:09:45	設備の設計として異なる部分が一番ありますので、こちら簡単にご説明させていただきたいと思います。規制庁西内ですけど。
2:09:55	すいませんこれ先日もちょっとお話したつもりだったんですけど、
2:09:59	あれですよね中操とこの海水管トレンチエリアのこの設備の設計上、設置状況を考慮した設計っていうのは、まず現設計から何か変更しようとしてるんでしたっけ。
2:10:11	九州電力の宮です。こちらの設計につきましては、先ほどの説明から変わったときに関わる設計ではございません。以上です。はい。規制庁西内ですけど、まずそもそもですけどここはあれですよねいわゆる火災バックフィットで追加した。
2:10:27	消防法施行規則通り設置した上での話をしようとしてるってことですよね。
2:10:33	要は両方とも一般エリアマネージャー建屋外か。
2:10:36	そして設置した上で、さらにこういう設計をしようとしているってそういう理解でよかったですかね。
2:10:44	九州電力の小宮です。ご認識の通りで規制庁西内ですわかりました。一般エリア、ないしは海水管トレンチは建屋側だと思いますけど、そういう場所の設計をした上での話なので、
2:10:56	ちょっと今日ヒアリングの時間の関係もあるのでここは特段のご説明は結構です。
2:11:03	九州電力小宮です。了解いたしました。よろしく願いいたします。今の趣旨だけ補足説明資料上明確に記載をしていただければと思いますけども書いていただいていたいました。その趣旨を、
2:11:20	その趣旨が今もし表現されてなければ、明確に残しておいていただければそれで結構です。内容はまた私ども事実資料ベースで事実確認しておきますので、よろしいでしょうか。
2:11:33	九州電力の小宮です。玄海の資料でいきますと右下 147 ページをお願いいたします。
2:11:41	こちらにポッチで設計の内容を記載してございまして、2 パラグラフ目のなお書きのところに、
2:11:49	今回の設備の設置状況を考慮した感知器の設計については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:53	基本設計変更内部で記載してございますので、こちらで隆起しております。以上です。はいわかりましたその上であれですね一段落目で、いわゆる、
2:12:04	消防法施行規則なイシイアノた、
2:12:08	準用した方法でやった上でっていう話も書いていただいているのでこれで明確だと思いますありがとうございます。ここはこれだけの説明で結構です。了解しました。
2:12:18	九州電力小宮です。了解いたしました。よろしく願いいたします。はい。最後に説明資料の4なんですけど、
2:12:28	これ基本あれですね
2:12:33	具体的な内容は別紙に飛ばすイメージパワポ上には載せないイメージっていうことですか。
2:12:39	背景レベルを超えた認識の通りでして、江藤パートナーは衛藤でいいますと、
2:12:47	西田さんページまでの内容しか書いてございませんで、
2:12:52	これ全体テーマでございませんで、衛藤設計の改造でご説明した後は、補足説明資料を、
2:13:02	会合にて、あわせて資料としてご提出させていただくことで考えてございますので、衛藤今尾地区に説明資料を用いまして、
2:13:12	衛藤若生後工程のエリアとして伊達町エリア石鹼を江藤詳細、
2:13:20	1例としてご説明したいと考えております。以上です。
2:13:25	はい。規制庁西内です。
2:13:29	そうですねー。
2:13:34	ちょっと尾根が良いなんですけど、
2:13:38	代表で説明いただくところだけパワー工場にっていうのはちょっとあれですか。
2:13:45	はい、後藤です。こういった資料として、
2:13:49	いたします。
2:13:50	はい。です。差し支えなければこれは尾根が良いなんですけど、
2:13:55	最初の多分このオペフロと少なくとも脱塩とエリア現状、この二つのエリアは、最初の冒頭の事業者からの説明でも説明をされようとしているって理解でよかったですよね。
2:14:08	はい。九州電力、北條です。ご認識の通りでございます。はい。規制庁西内です。であればちょっと最初からちょっとパワーポイント上に飛ばし

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ていただいた方がいろんな資料行ったり来たりすることがなくなるので、お互い説明も理解しやすいかなというところでちょっとまずは
2:14:24	冒頭説明で触れる内容についてはちょっとパワポと糸状で表現いただければなと思いますけどもよろしいでしょうか。
2:14:32	九州電力後藤です。了解いたしました。資料を準備いたします。
2:14:36	はい。その上、前回会合では環境条件もれなくですか、ちゃんと注視されてますかっていう話と、
2:14:45	あとはもう個別エリアの具体的な設計についてはどういうふうに設計してますかっていう話を、まずは概要ベースでお聞きしたところで今後具体的についていう話で止めていたと、そこで止まっていたと思いますので、今回その具体的な話が来るものということで理解してますと。
2:15:01	そういう意味で言うと、基本書の具体的な話の説明は今まで補足説明で聞いているもののサマリーが載ってくるものだと思いますので、まずはちょっとパワポ表現いただくということでお願いします。
2:15:13	で、その上でなんですけど、ちょっと改めて確認したいのが参考の方なんですけどね。参考の、
2:15:29	9 ページ 10 ページ目以降で、基本設計方針を載せてもらってますけども等、
2:15:36	この黄色マーカーとかで表現いただいている 11 ページ目以降の部分、この黄色マーカーってのはどういう意味合いでしたっけ。
2:15:45	血腫出てくるから特別な意味はないんですけれども、説明、特に、もしこれ、
2:15:54	基本的ホシノて結果を用いて設定するとすれば、こういった箇所が江藤特に重要な場所になるかと思っておりますので、説明書を使いやすいように言っていた部分になります。
2:16:04	以上です。はい規制庁ニシウチです承知しました。
2:16:11	そうですね。
2:16:15	その上ちょっと基本設計方針ベースで幾つかですけど、
2:16:21	具体的には 21 ページ目以降、設置の方法の部分から先別の話なんですけど、先ほどちょっと確認させていただいたように建屋内建屋外の整理っていうのはまず
2:16:33	明確になるようにお願いしますと。
2:16:36	いうところで、この方の説明ですよ。ポツの説明については、少なくともうちの規制委員会の方でも、ここについては触れてないですし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:49	ちょっと会合の方でも、ある程度明確に説明を触れておいていただいた方がいかなあとは思っていますと。
2:16:55	いうところ、介護のパワーポイントっていう意味合いでいうとそういうところをちょっと明確に触れておいていただいた方がいかなと。
2:17:03	ちょっと思いますというのがまずここまでですね。
2:17:08	まずよろしいですかねここは。
2:17:11	ちょっとすみません、途中、少し聞き取りづらかったので認識確認させていただきたいんですけども、21 ページに記載しておりますよう関心は事項を書いております。
2:17:24	この方の内容であったやつは、本日、ヒアリングにてご確認いただいたような感じだったっていうところと、提供するルールについては、審査会合のパワーポイント資料上で、
2:17:38	特に重要した中、重点的に説明というか、ポイント条例説明をさせていただくという認識を持ちましたが、きっと間違いなかったでしょうか。
2:17:49	うん。はい規制庁西内です概ね、
2:17:52	同じ認識でしてで、階段室とかエレベーター室を念頭に置いて説明をするかどうかはそもそもそれは九州電力の方でもよく考えていただいて、する必要はあるかどうかも含めてですよ。もちろん最後
2:18:06	申請書の基本設計方針添付説明資料まとめ資料で一貫した説明は必要ですけども、あの会合の場でどこまで腑表出しをするのかっていうところをよく考えていただければいいのかなと。
2:18:17	そういう意味でそういう意味では報告はちゃんと頭出ししている理由が多分九州電力の中ではあるんだと思いますので、まずはそこは補足説明資料の説明で私たちも確認をしたいと思いますけども、
2:18:27	はい。現状はそれくらいでしょうか。
2:18:31	はい。九州電力統一許可いたしました。ありがとうございます。はい。あと 22 ページの部分ですけど、
2:18:43	地については、
2:18:47	22 ページじゃないのはすいません間違えました。
2:18:52	あれか。18 ページですねすいません。
2:18:58	ここはちょっとそもそも確認をしたいところがあってですねこれは前回のヒアリングの際にちょっと私がちょっと頭整理し、したいですって言ったところなんですけど、
2:19:09	感知設備とかを置かない場所の話です。具体的に基本設計方針の今の整理結果でいうと 2 段落目、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:16	上から 2 段落目のただし書きの 2 行分部分ですけども、
2:19:20	衛藤。
2:19:22	今基本設計方針の整理結果上だと、まず、火災が発生する恐れがない場所って書いてあって、
2:19:29	そこには感知設備と消火設備を設置しない設計とするって書いてるんですよね。
2:19:35	で、
2:19:35	ここについては、ちょっとその後段の、すいませんこの 22 ページですね。
2:19:43	この 22 ページのイトウ炉の条件との多分デマケは整理しておいていただきたくて、
2:19:50	ていうのも、
2:19:53	についてはちょっと違うところに置けますよって話かもしれないですけど、労に該当する場所は置かないって説明ですよ、ここは。
2:20:03	等に該当する場所は置かないで、窓、どっか別の場所でどうにか頑張ってる感じですよって話が岩瀬添付とかでの説明をもらっていると思うので、ただこの基本設計方針上だと露頭特に露頭、
2:20:16	この 18 ページの 2 段落目の整理がちょっと明確じゃないかなあという気がしてますと。
2:20:21	そういう意味で重複するんです。うんは初めからこれ重複するものなんですって説明。
2:20:27	なのであれば、
2:20:31	そうですね。ちょっと整理上、
2:20:34	あとは美しいかどうかって話かもしれないですけど、そもそも別のことを説明しようとしてるのか、重複しているものなのかっていうところですよ。で、現状はこれ別のものを説明しようとしているって理解でいいですよ。
2:20:48	はい。九州電力の後藤です。現状、別のものを説明する立て付けで記載しております。
2:20:55	はい。そういう意味で言うと、ちょっと前回確認したような使用済み燃料樹脂貯蔵タンク室をちょっと例にして言うと、あれ今回の Seno 説明書載ってましたっけ。載ってないでしたっけ。
2:21:11	今回能勢補足資料説明資料 2 の後ろにある。
2:21:19	衛藤。
2:21:22	日野情報交換ます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:25	少々お待ちください。
2:22:21	右下の 371 ページ辺りですかね、資料 2 だと。
2:22:34	もう一つは、こちらの準備が終わって申し訳ないんですけども、はい。添付資料 2 の間の、
2:22:42	3 の、
2:22:48	右下の 371 ページ目辺り、
2:22:54	記載をしてございます。はい。
2:22:56	この中で言うところの使用済み樹脂貯蔵タンクが置いてある部屋は、感知器を置かないようって説明があれですよね資料 4 の 18 ページの 2、2 行目、2 段落目の話でしたよね。
2:23:12	はい、ご認識の通りでございます。
2:23:14	はい。で、
2:23:15	結局、ただこっつてその他の脱塩塔室とかとても一生だと思っていて、たとえば脱塩塔室も置かないようって言って、でも素行は放射線量が高いからオカないよって理由ですよね。
2:23:29	だから若干ちょっと理由が何か、
2:23:34	理由の使い方なのかなあと思っていて、で、
2:23:38	そういう意味でいうと、
2:23:39	この津波使用済み樹脂貯蔵タンク室の中も、線量ってかなり高線量だと私理解してるんですけど。
2:23:46	違いましたっけ。
2:23:48	1 九州電力ご認識一方で、ちょっとはばかられているぐらいです。以上です。はい。はい。規制庁西内です。
2:23:59	そういう意味で言うと、まさにここの設計もう、
2:24:03	口に該当するってことなんじゃないかなあと理解してはいますね。
2:24:08	ちょっとそこ説明の基本設計方針の整理結果で言うところの 2 段落目等後はこの漏斗のトクトク二郎ですよ。いと口の条件とのデマケ整理ってところをちょっと明確にまた改めて説明をいただければと思いますが。
2:24:24	まずよろしいですか。
2:24:25	その点については、
2:24:28	九州電力の古藤です。現状設置して参りアップしているものについて基本的な方針上の立て付けをどこに対応するのかってところを、
2:24:39	ここ設定も含めて今後説明させていただきます。以上です。はい。規制庁西内です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:46	一方で他にもう、確かオカない場所って幾つか挙げていて例えばピット室とかあったと思うんですよね。
2:24:54	で、ピット室はこことはまた状況が違って、まずピット室で一つの火災区画になっていたと。
2:25:04	資料上は多分どっか載ってますよね今回も、
2:25:08	土質については、
2:25:11	あ、そうか、ピット室ってあれか、限界。
2:25:14	あれ。はい。今、石井さん、ご認識いただいていると思うんですが、ご認識いただいたような、
2:25:23	燃料取扱をピットだったり、ピットっていうのは限界の方になってございます。これについてはちょっとあまり今回の説明資料に、
2:25:33	入れませんので、わかりました。ご認識の通り、
2:25:38	燃料取替用水ピットとピットは、これ、
2:25:41	これが江藤伐採スタッフを経験していることになってそれ以外にも、
2:25:46	部屋があたりだとかっていうのはありませんで、各ピット行って、まずいですし、結局今の判断で作られたものなので、ちょっと金光とる。
2:25:56	以上です。はい。規制庁西内です。
2:26:01	まさに区画区域単位で考えるのかなあという気はしていますね。
2:26:06	ちなみにそのピット室はコンクリートで効か何かで囲われてるんですかね。
2:26:15	はい。九州電力の五藤です。ご認識の通りコアコンクリートで、囲われております。はい。
2:26:23	多分火災感知器を置かないっていうからには、
2:26:27	多分しっかり多分、多分状況として、その場所が限定されていて、各その限定された中の状態が、下の可燃物の状態とかも含めてですね。
2:26:38	確実に火災が発生しないのであれば、その区画に対してはオカないっていう話は確認として成り立つのかなと思うので、まずはその状況をしっかり確認したということです。
2:26:50	一方で、うん。
2:26:53	一方で
2:26:56	そういう限定された状態じゃない区域区画。
2:27:00	であれば、結局、まさに使用済み樹脂貯蔵タンク室がまさにそうだと思うんですけど、樹脂貯蔵タンク室の中に守るべき設備がありますよね。でも一方でそ、その周辺は確かに何も

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:13	可燃物とかはないんだけど、他の場所で発生した火災がそっちに流れ込むようなことはもちろんあり考え得るじゃないですか。ツーツーになっている以上、
2:27:22	なので、全くオカないがその周辺タンクそのものが可燃物がないからどうこうっていう話だけではなくて、やっぱり周辺との話、周辺との関係の、
2:27:32	話になると思うんですね。そういう意味ではまさに脱塩塔エリアと同じような設計になるというものなのかなというふうに理解をしてますので、ちょっとそもそもオカがいい場所についてはちょっとまず整理をまた改めていただければなと思ってますけども。
2:27:46	整理して確認をしたいと思いますけどもよろしいでしょうか。
2:27:51	九州電力の後藤です。今しがた西井さんのご説明いただいた認識、理解いたしましたので、ちょっと去年の認識を終えて社内再度検討しまして、
2:28:03	整理した結果をご説明させていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。当間。
2:28:10	結果によって今の部分がちょっと整理が変わるのであれば、
2:28:15	そういった部分から、そういった部分をむしろ代表例で説明いただくのかなあという気もしてますので、
2:28:21	例えば、今まさに使用済み燃料タンクエリアですよ。
2:28:26	ちょうど燃料、すいません使用済み樹脂貯蔵タンク室の方が、その設置しないエリアじゃなくてその構成のエリアの方に行くのであれば、むしろそっちを代表例として説明いただくべきかなと思いますし、
2:28:40	ちょっと説明いただくべきエリアっていうのをちょっとまた改めてご検討いただいてそれをパワポ上で表現いただければそれで結構かなと思ってますがよろしいでしょうか。
2:28:50	はい。九州電力の五島です。了解いたしました。
2:28:53	はい。そういう意味ではもう今お話した部分もそうですけど、初回能初回じゃないすいません前回、9月に会合やったときから、事実関係確認してヒアリングで、
2:29:04	少しちょっと考え方を九州電力として見直した部分についてもちょっと明確に説明をいただきたいかなと思ってますので、ちょっとそこら辺は概要説明のところとかこの参考資料とかを使って、
2:29:16	説明を明確にいただければとは思ひますよろしくお願ひします。
2:29:22	九州電力後藤です。了解いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:25	はい。
2:29:26	そういう意味でちょっと代表で選ぶエリアはちょっと高線量の方は今の話もあるし、また考えていただければと思いますし、また天井の方は、Fを何、
2:29:37	その他の、ここは九州電力として、何か、
2:29:43	選んでいただければまずはそれで結構かなと思いますね。
2:29:47	もしもう、補足説明資料ももちろん全部積んでいただきますので、何かあればそこで議論しましょうということだと思いますし、
2:29:54	はい。現状何かこれをついていう視点はこちらからあるわけではないので、まずご検討いただければそれで結構かなと思います。
2:30:02	はい。あとはちょっとパワーポイント関係で言いますと、
2:30:07	まず、スケジュールをちょっとまず載せていただきたくてですね。
2:30:12	審査スケジュールっていう意味合いでちょっと追加でお願いをしたいんですけど、よろしいですか。
2:30:19	はい。
2:30:20	九州電力五島です。了解いたしましたスケジュール診察っていうのも、
2:30:26	%補助に
2:30:27	医療提供いたします。以上です。はい。規制庁西内です。申請日と会合日等を整備と、
2:30:38	あとは、認可希望ですかね。
2:30:41	あとは火災バックフィットの期限とかそこら辺の関係がわかるものであれば十分かなと思いますけれども、はい。よろしく申し上げます。
2:30:48	あとはすいませんこれはちょっと私が明確に今まで確認できてなくて申し訳ないんですけど6ページ。
2:30:58	10条安全説Bのところなんですけど、
2:31:06	ちょっとこれはもしかしたら他社のその審査状況とかを確認されているかもしれないんですけど、ちょっと状況をまず確認したくて、
2:31:14	まず今回行って、
2:31:16	そういう意味でいうと、まず私の理解ですけど、
2:31:22	アノか火災感知設備は、そもそも直接安全機能をまず持っていると思ってなくてですね。
2:31:30	安全委員会の指針でも、例えば尺とかにおいても、あとはそもそももう、設置許可の断面においても、消火設備は、クラス3の安全機能を持っていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:40	感知設備はそういったものを持ってないという理解をまず私はしていますと、ここまでは同じ理解でよろしいですか。
2:31:48	はい。九州電力の後藤です。どういう認識を持って、
2:31:52	はい。その上で消火設備のかんせ関節ないし直接関連系として、感知器がその安全機能を持っているかという、
2:32:03	一般的な感知器はまず持ってないと私は理解していて、
2:32:06	というのも別に感知器以外でも感知したらちゃんと消火するわけですね。
2:32:11	だからその消火設備の安全機能っていうところに感知器が直接的な頭の関連機能を持ってるかっていうと、まずマストではないと私は理解していて、で、
2:32:21	一方で、自動消火設備の、
2:32:24	起動用の感知器、
2:32:27	については、
2:32:29	そこはちょっとまた状況違うのかなあと、いわゆる関連系になり得るのかなという理解はしてるんですけど、そこまでは同じ理解でやってますか。中津西木曾ありますか。
2:32:40	岸田ゴトウで。
2:32:42	自動自動消火設備の関係については、関節痛
2:32:48	完結
2:32:50	半年に入ると思っているところに来て、
2:32:54	あと松尾家に関しましても、
2:32:58	西井様おっしゃられたように、これ感知器じゃなくて人が発生する場合等もあるとは思ってるんですけども、消火設備の起動プロセスに関わるものだと。
2:33:09	ておまして、そういった意味では、自動消火設備に組み込まれていない感知器についても、関連系だというふうに、
2:33:17	当社としては考えております。以上です。
2:33:20	はい。規制庁西内です。
2:33:23	ちょっとこうは改めてまたちょっと説明をよければいただきたくてですね。
2:33:30	少なくとも私の理解は、
2:33:33	自動消火設備の感知器はちょっと、起動用の感知器はちょっと状況は違うんですけど、
2:33:39	いわゆる一般の感知器については、
2:33:45	ちょっと状況は違うのではないかという気はしていますね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:50	というのはもう消火設備の感知器をあれば自動消火設備の内数っていう私理解をしているので、関連系というのがそもそも消火設備の中という理解を私はしてるんですけど。
2:34:02	そういう意味でいうと、例えば区内でも旧安全委員会の指針でもいいんですけど、あとは起居カーのその方針のどこでもいいんですけど、今までその感知器を関連系として何か明確にしていましたっけっていうところですよ。
2:34:15	そこら辺のその過去の状況とか、付帯する状況とかも含めてちょっとご説明をいただければと思うんですけど。
2:34:21	よろしいでしょうか。
2:34:23	はい。九州電力の鳥羽です。衛藤。
2:34:28	案件。
2:34:30	そして安全設備としての実験について、また、資料を、
2:34:35	についてご説明させていただこうと思います。よろしくお願いします。以上です。はい。規制庁西内です。私の現状の理解を先ほどお伝えした通りでして、
2:34:45	自動消火設備の起動用の感知器はそもそも消火設備の内数として見ているので、当然持ってますよねっていうだけだと思うんですけど、
2:34:53	換気設備がちょっと違うんじゃないかなというのが私の現状の理解です。これもう公開されてると思いますけど他社のヒアリングにおいても同様の確認はしてると思いますのでちょっと状況をご確認いただきつつ、
2:35:08	今日からこれまでの説明内容も含めて、説明をいただければと思います。よろしくお願いします。
2:35:17	九州電力後藤です。了解いたしました。
2:35:20	はい。
2:35:21	ちょっと最後にまとめてやっちゃいますけど、パーフォ私それくらいであとちょっと1点だけ先にすみません
2:35:28	補足説明資料の2の、ちょっと具体的なページで言うと100。
2:35:36	103ページお願いしたいんですけど。
2:35:42	すいません、正月の時に言うの忘れましたすいません。
2:35:46	開けてますでしょうか。
2:35:49	はい。ここのBの感知器の設置方法のところ、
2:35:54	上から5行目からですかね、また、
2:35:59	土佐は室内に守るべき設備が設置されておらず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:04	隣接する場所にはアノちゃん等置きますよと、なのでほんと佐橋線の火災を想定した場合においても、
2:36:13	DBとSAの機能に火災の影響が及ぶ前に、早期の間、
2:36:19	うちが可能であるって書いてあるんですけど。
2:36:22	ここを及ぶ前についていうからには、
2:36:25	多分その隣接する場所の、設備の設置状況表も語らないといけないと思っけていてですね。
2:36:32	要はまさに隣接したすぐ先に設備があったら、いかにそこに感知設備があったとしても及ぶか及ばないか否定できないですよ。
2:36:42	要は隣接する場所があって、さらにその先にいわゆるツチヤちゃんと感知設備による監視範囲があって、そこは何も置かれてない、そのまた先以降とかに置いているとかそういう状況があって初めてこれがいえるのかなと思うんですけど。
2:37:00	何かご理解いただけますか。
2:37:03	9周年。
2:37:04	これって、
2:37:05	衛藤秋吉様のおっしゃってることは、民間があって、今、
2:37:10	今お話が、当社が、
2:37:14	してる資料を伝え、
2:37:16	についてちゃんと連携するためには、そういった設備の設置状況というものが、明示してないと、
2:37:26	時間に追われるんじゃないかということだと。
2:37:29	行きました。
2:37:31	された設備がどれだけは誰でもこれが変わるのかっていうふうな気もしないと。
2:37:37	もうちょっと証明するのは難しいかなというふうな、
2:37:42	考えもありまして、基本的に今、配置図で示せばから離れた位置に設置されておりますので、その下に感知器等が設置されているのはあるんですけども、
2:37:55	ちょっと
2:37:57	でしょ。はい。規制庁西内です。説明を行うのがなかなか難しい内容書いてしまっているのかなと思ってました。
2:38:08	はい。衛藤保護者は引き継いでも、隣接エリアについては、
2:38:13	消防局上、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:15	今、施工規則に基づいて火災関係と一致していて適切な感じが出されているってところ。
2:38:22	さて、
2:38:25	調査設計とするところが現実的なのかなというふうに考えているところでございます。
2:38:33	以上です。はい。規制庁西内ですけど。まずそもそもなんて言うんですかね、そこまで個々具体的な話を私したいと思って確認してるわけじゃなくて、
2:38:43	及ぶ前にと言うからには多分そういう設備状況が念頭にあつての説明ですよ。なので、文章上でもうそういう設備状況を踏まえてというくらいの記載は必要ですよくらいの感覚でした。
2:38:57	実際問題多分今現状説明いただいている範囲においては何かしらこの観点で、その引っかかるような場所があると私、今、理解しておってないんですけど。
2:39:07	逆に今の説明はあれですか、何か、今後出てくる限界とかも含めてですけどそういう説明をしようとした時にそういうふうに引っかかる場所があるってそういう理解ですか。
2:39:17	そうですね。ここ説明するんやって何がいきるとかっていうわけではございません。基準を示すことも可能かと思っております。
2:39:27	はい。90 ニシウチですけど、及ぶ前についていうのであれば相当程度、
2:39:33	は離れているっていうのが前提にあるよねっていうのは理解できるのですよね。で、その相当程度ってどれくらいって言ったときには、それはもちろんそれが懸念される状況だったらそういう議論になりうるとは思いますが。
2:39:45	そもそも配置図ベースで示せばもう明確でしょうっていうくらいであればもうその説明でも結構のかなと思いましたが、1度、少なくとも現状の説明だと、
2:39:55	多分パーツが足りてないですよっていうことはちょっとご理解をいただければ、いただいたと思いますのでそれを踏まえて説明のラインを変えるならば書いていただければと思いますし、むしろ文書を出してちょっと図面とあわせて、
2:40:09	説明するんですということはそのように受けておりますので、まず1度、確認をいただいてもいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:16	はい。九州電力の五藤です。現状の説明資料だとちょっとパーツが関係ないとは認識しましたので、ちょっと社内検討しまして、適切な修正を加えたいと思いますので、
2:40:27	はい。規制庁西内です。
2:40:31	結果して、仮にですよ、仮に、仮に開口部のすぐそこにアノをオカない場所があって、開口部のすぐ隣、そのをオカない場所とツーツーになっているところに、何か車守るべき設備がありますと言われると、
2:40:45	それはオカなきやいけないんじゃないかってむしろそういう業務になると思うので、そういう意味ではこういう説明はもう必要なのかなと思いますけど、そこは九州電力として
2:40:53	どこどこまで説明するのか、どういうラインで説明するのかちゃんと整理をした上で資料化をしていただければと思います。
2:41:00	よろしくお願いします。
2:41:03	はい、九州電力口頭です。了解いたしました。はい。ちょっとすいませんちょっと若干戻った確認をしましたが、パワーポイント含めて私からは今日は以上でして、他に規制庁側からパワーを2%ポイントですね、何かありますでしょうか。
2:41:19	少々お待ちください。
2:41:22	規制庁西内です。
2:41:25	すいませんちょっと1点だけ。
2:41:28	パワーポイントの41ページなんですけど、
2:41:35	開けてますか。
2:41:37	はい。大丈夫です。あれ、これってすみません補足説明資料の方で、
2:41:42	もうこの表って入ってましたっけ入ってないですよ。
2:41:47	九州で商工です。この説明資料上はこの表は入れておりました。そうですねちょっとすいません認識もう一度確認したいんですけど、一同、多分このフローの確認の時にした。
2:41:59	合わせしてなかったら申し訳ないんですけど、
2:42:02	私このフローの流れって一ですね。
2:42:08	ちょっと待ってくださいね。
2:42:13	藤。
2:42:17	あれ、ちょっと待ってくださいね。
2:42:42	あれ、ちょっと和気町いただいていいですか。
2:42:46	あ、すみません規制庁西内です。
2:42:48	あれはちょっと若干すいません確認漏れてたら申し訳ないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:58	まずあれですよね 36 ページのところの、
2:43:03	全体フローがあつてですよ。
2:43:09	火災感知器のまず選定ってしますよね。
2:43:15	基本設計方針の括弧まずこの選定しますよう、と言っていて、
2:43:24	この選定の段階では、
2:43:29	これって発電所内の、
2:43:32	環境条件を踏まえて、要は母集団、感知器の分母を選定してらって理解でいいんですけど。
2:43:44	はい。九州電力の後藤です。ご認識の通り、
2:43:47	設定の上で、
2:43:51	開く
2:43:53	以上です。
2:43:56	はい。規制庁の西周知です。
2:43:59	で、この分母から、じゃあ具体的にその各、
2:44:05	バツ省によって、
2:44:11	組み合わせを決めてくわけですよ。
2:44:16	はい。認識目標。
2:44:22	具体的には 37 ページに行くんですよ。
2:44:30	建屋内の場合、
2:44:35	無縁の方。
2:44:37	要は、できルー
2:44:41	いやだからこれでいいのか、この中だからここで、この母集団の中からアナログ式とか、優先するかとかそういうのがこころで出てきて、
2:44:52	基本的な組み合わせパターンが決まりますねと。
2:44:55	それが設置できないんだつたらまた戻ってちょっと別の設計になっていきますわってそういうことですよ。
2:45:05	わかりましたわかりました。ただ基本的なラインをOKで、
2:45:09	あとは、
2:45:12	41 ページのその表の選定結果の方、これ基本設計方針にもかぶりますけど、
2:45:33	ちょっとお待ちください。すみません。
2:45:41	等、
2:45:47	この段階、そっかそっかいいのか、ちょっとちょっと待ってください。
2:45:52	この段階では、
2:45:55	だから基本パターンとしてまず 3 種類選定してって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:59	あとは例えばこの環境条件のうち放射線影響も欄ってあれですよこれ。これはいわゆる、
2:46:06	設置のときの被ばくの話ではなくって、放射線人の影響によって、換地計画をさ、どうなじま保障するかどうか、そういう観点での放射線影響って理解でよかったですよね。
2:46:19	はい。九州電力、五藤です。ご認識の通りで、
2:46:23	以上です。はい、わかりました。
2:46:26	はい、はいはいわかります等。
2:46:37	あ、はい、わかりました。どうぞ。はい。
2:46:40	当期すいませんちょっと若干私も頭申し訳ないんですけど。はい。大丈夫です規制庁西内です。
2:46:47	はい。他に規制庁側から全体通して何かパワーポイントフクイでありますか。
2:46:54	浅井対策室長。
2:46:58	まず、すみません、のための確認なんですけど、37ページのフロー。
2:47:09	九州電力ごとで準備いたしました。
2:47:12	37ページ。
2:47:15	これ下の底盤下の真ん中辺に黒い点線で囲ってあって左側、アナログ式の血管アナログ式の熱からずっと始まり、一番右側のところに、
2:47:29	アナログ式の熱感知器と非アナログ式の減少、この感知器っていう
2:47:36	セットがありますよね。
2:47:40	一番。
2:47:41	感知器を設定しない、感知器を設置しない設計とする左側のところ、
2:47:47	入った方がよくございます。
2:47:49	これって、どう、実際、何かそういうものを選択したエリアってあるんです。
2:47:57	はい。衛藤恵香九州電力の後藤です。仙台のですね、WDBと言われる廃棄物処理の建屋でございまして、
2:48:06	そこで
2:48:08	公務員といいますか、そういったものを粉砕するエリアでございまして、そういったところがちょっと粉じんが余ってしまっておりますので、
2:48:16	こういったところに関して、難しい方、今後感知器を設置する設計を対応してございます。
2:48:23	火災対策室に、はい。火災対策室の方、
2:48:30	えっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:31	葛西本郷審査基準に於いて、基本的には
2:48:37	法がない火災についても検討してくださいねっていう話に確かなってるはずなんだけれども、
2:48:44	これがない感知器については、やっぱり保護がない場合、火災については、
2:48:50	人の感知器で、とりあえず、
2:48:54	関するというようなイメージになるんですかね。
2:48:58	このパターン、この二つ。
2:49:04	九州の後藤です。片方の審査基準上は、衛藤真由という言い方やったりっていうところも加味して、組み合わせた設計とすることを、また、サトウ加えて、
2:49:18	構造の更新を図ったという経過するところというところで、そういったところの要件の要件同士のなんていうところがあると思うんですけども、
2:49:30	そこに白坂申しあげましたパブリックのエリアに関しましては、どうしてもこうサトウの権限がございますので、U字管地形を立てて、ミズターミオカ事業を設計しているところでございますので、
2:49:41	今一般的には煙感知器タケウチが発生する方の方が多く発生して、吸引による監視が有効だと思っはいるんですけども、
2:49:52	こういったエリアに関しては、水上向後感知器による設計を採用することが、異なる種類の感知としては、
2:50:01	火災防護審査基準に基づく設計としては適切だと思っまして、現状、こういった設計をしてございます。以上です。
2:50:10	浅井対策室の斎藤です。
2:50:14	5分G
2:50:15	がどれぐらい。
2:50:18	待ってるとかいうんですね。要はアナログ式の煙感知器って煙濃度か、いろいろ操作できるのはご承知の通りだと思うんですけども、
2:50:29	その煙とか、
2:50:33	結構高めに設定したとしても、
2:50:38	粉じんで、
2:50:39	煙感知器が作動すると。
2:50:41	いようなぐらい濃い濃度だっっていうのを、何か数字的にご説明できるんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:50	九州電力、今、斎藤室長がおっしゃられたようなちょっとこういった技術的な数値的な定量的な工業を持ってる御説明っていうところを今ちょっとこの場では少し難しいところがございますし、衛藤。
2:51:07	ちょっと持ち帰り、現場にも、現場の状況等踏まえて、ご説明できるように、準備させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
2:51:18	火災対策室のサイトウ。
2:51:21	話としては処理しましたっけ。
2:51:25	がないような、
2:51:29	火災をどのように感じているかというような観点で、どうしてもその粉じんが、
2:51:36	出てくるというような場合であれば、当然のことながら、
2:51:42	評価粉じん対策をどのようにしてるかみたいな話が多分セットになって、
2:51:47	なんで、ちょっとそこの部分については、と同様に煙感知器を設置するのか、またはできないのかというところを踏まえて、
2:51:56	ちょっと気になったんで、ちょっとお話だけさせていただきましたけれども、この旨ご理解いただきました。
2:52:07	九州電力基準の要求としては、やはり、煙、煙のあるなしの課題について、感知するというところも、
2:52:17	兵庫県として、あると認識しておりますので、その要件について、江藤バックできないっていうものであれば、より資料を充実して、詳細なご説明が必要というふうに理解いたしました。
2:52:30	今後またご説明させていただきたいと思います。以上です。
2:52:33	はい。衛藤ありがとうございます。あともう1点だけ、これはもっと単純な話なんですけど、
2:52:41	今回川内、玄海、
2:52:45	もともと中央制御室で全部確認できる、こういった火災感知器の信号について中央制御室でもともと全部監視できる設計になってたんでしたっけっていう、すいませんそこの確認だけさせてください。
2:53:00	九州電力の元というのは、新規制対応時点。
2:53:06	というところで今回の話をする前からずっとそういう指摘があったかという。要は
2:53:14	新しく何か受信機から中央制御室の受信機を受けて、日本全部予防させていますとか、そういうようなことってしているのかしてないのかっていう確認なんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:26	はい。九州電力の後藤です。
2:53:28	今算と申します中央制御室が設置されている過程や、制御建屋だったり、隣接する補助建屋だったり中間建屋、もし増えたり等々は、
2:53:40	個別の記録の信号を受け取れる、個別の
2:53:45	個別の感知器の信号を受信機盤で受け取る資料となっております。
2:53:49	何か表現のことでございまして、あとはその1と申しますか本館建屋から少し離れた位置にある固体廃棄物関係。
2:53:59	もうちょっとですね、
2:54:01	そういったところに関しましては、現時点の設計においては大規模地震を中央の受信機盤で監視して、
2:54:10	それを受けて、人間が確認に行くことで、個別の場所が人間が各建屋のですね、受信機盤を確認しに行くことで、個別の一番わかるような設計となっておりますので、中央制御室ってか、現時点で
2:54:27	セイコーにてご説明している範疇の設備で言いますと、中央制御室で確認できるのは中国で、江藤、今回はグリッド。
2:54:37	今回のぱ風間ピットの施工において、交差表示装置と呼ばれる設備を新たに受信機盤の一部としてエントリーして、ご説明しておりますが、
2:54:49	衛藤、この設備がによって、
2:54:53	ちょっと離れた建屋の個々の感知器についても、個別の信号を確認できております。江藤設備についてはですね今回設置当院としては、新規の登録となるんですけども、実際は現場に現時点で設置してございまして申請当時から設置してございまして実力としては、
2:55:10	ここの感知器の、
2:55:12	状況を監視できるような実力はあるんですけども、設工認上の説明としては、入ってなかったところとなっております。以上です。
2:55:21	販売対策の対応です。ご説明ありがとうございます。何を気にしたかっていうとですね、火災防護審査基準の2.2.1の(1)の火災感知設備の042。
2:55:33	中央制御室で適切に監視できる設計であることというふうに書いてあるので、その部分の説明は追加でなければいけないものがあるのかなということだけをすいませんちょっと確認させていただいたところですので、すいません。
2:55:48	そういう意味での確認だということで、
2:55:51	把握していただければと思います。私からは以上です。
2:56:00	はい。規制庁西内です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:03	ちょっと最後にスケジュールでもお話ししようと思いましたが次回のヒアリングで、限界も含めた補足説明資料の多分今までのセット版として1度、
2:56:14	パワーポイントと一緒に御所、準備をいただいて、最後までまとめてヒアリング確認ができればと思っておりますので、よろしくお願いします。
2:56:25	はい。他にPowerPoint含めて全体としてよろしいですか何かありますか。
2:56:30	はい。
2:56:31	最後スケジュールですけども、先ほどお伝えした通りですけど時間のヒアリングでは今日の部分のコメントを回答も含めて、今までのちょっと資料載せ全体版として一度ご提出いただいて、我々も事前に確認した上でヒアリングで事実確認できればと思う。
2:56:47	入れます。よろしくお願いします。
2:56:50	そのあとにまた審査会合で具体的な部分をご説明をいただいて必要があれば議論をさせていただければと思いますが、何か現状ありますでしょうか。
2:57:04	九州電力ゴトウ率、攻撃的はございません。以上です。
2:57:09	はい。
2:57:09	規制庁西内です。それでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。